

第49回

報告・資料集

公害・原発をなくし、地球環境の保全と再生をめざす府民集会

公害環境デー

公害環境運動を続けて50年 安心できる未来を

1部 特別講演

宮本 憲一 氏 (滋賀大学名誉教授・大阪市立大学名誉教授)

公害と闘って60年 地球環境の維持可能な社会を目指して

除本 理史 氏 (大阪市立大学 大学院教授)

公害被害者救済の歴史からいま何を学ぶべきか

2部 訴え・特別報告

日時 2021年1月30日(土) 13:30~16:00

場所 オンライン(ZOOM ウェビナー)

主催: 第49回公害・環境デー実行委員会

資料集	目次	P1
	プログラム	P2
1.	委員長挨拶	金谷 邦夫 P3
2.	特別講演		
	①「地球環境の維持可能な社会を目指して—公害と闘って60年—」	宮本 憲一 P5
	パワーポイント資料	P11
	②特別講演2「公害被害者救済の歴史からいま何を学ぶべきか」	除本 理史 P21
3.	被害者の訴え・訴訟について		
	①関西原発賠償訴訟原告よりの訴え	森松 明希子 P35
	②建設アスベスト訴訟報告～最高裁で国の責任が確定～	遠地 靖志 P44
	③公害の原点・水俣病被害者の救済を！県外居住者を含めて！		
	～ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟、原告本人尋問の年へ～	徳井 義幸 P48
4.	特別報告		
	①環境とコロナ問題～大阪府の地域医療を守るための緊急要望～	田川 研 P51
	②高速道路建設に新たな危険が！		
	～シールド工法による大深度地下の掘削事故と大阪への影響～	高本 東光 P54
	③脱炭素社会に向けて～2050年CO2排出実質ゼロの実現～	宮崎 学 P57
	④大気汚染調査「サーベイランス調査報告書」について	眞鍋 穂
5.	宣言（行動提起）		
6.	文書報告 原稿依頼のテーマ		
	①大気汚染問題～「二つの危機」と公害患者のたたかい	上田 敏幸 P63
	②「ソラダス運動」（大阪NO2簡易測定運動）	久志本 俊弘 P65
	③プラスチックごみ問題	宮崎 学 P67
	⑤廃プラ処理公害16年のたたかい—寝屋川からの中間報告	長野 晃 P69
	⑥外米輸入はストップを、止めよう農業・米つぶし農政	佐保 庚生 P71

第49回公害環境デー大阪府民集会 プログラム

メインテーマ「公害環境運動を続けて50年 安心できる未来を」

司会 開会 山本謙治 13:30~
実行委員長挨拶 金谷邦夫

1部

特別講演1「地球環境の維持可能な社会を目指して—公害と闘って60年—」

講演者 : 宮本憲一氏 (滋賀大学名誉教授・大阪市立大学名誉教授)

質疑応答 なし

特別講演2「公害被害者救済の歴史からいま何を学ぶべきか」

14:05~

講演者 : 除本理史氏 (大阪市立大学 大学院教授)

質疑応答 5分

<10分休憩>

2部

1) 被害者の訴え・訴訟報告 1人5分 15:10~

- ① 関西原発賠償訴訟原告より 原告団共同代表 森松 明希子氏
- ② 関西建設アスベスト大阪訴訟 弁護士 遠地 靖志氏
- ③ ノーモア・ミナマタ近畿2次訴訟 弁護士 徳井 義幸氏

2) 特別報告 36分 15:25~

- ① 環境とコロナ問題 田川 研氏 (大阪保険医協会) 13分
- ② 道路建設工事問題 高本 東行氏 (大阪道交連) 5分
- ③ 気候変動 宮崎学 氏 (CASA) 5分
- ④ 気汚染調査「サーベイランス調査報告書」 医師 眞鍋穂氏 5分

閉会 宣言 (行動提起) 副委員長 藤永のぶよ代 ~16:00

開会挨拶

公害環境デー実行委員長 金谷邦夫

大阪から公害をなくす会は1971年2月に、55団体（構成員30万人）の参加によって、結成されました。当時は高度成長政策のひずみによって各地で公害問題が発生し、大阪でも各地に公害をなくす会や団体が生まれ、住民運動の盛り上がりの中で結成されたものです。

そして公害反対の声の高まりは、黒田革新府政の誕生に大きく貢献し、その後大阪で公害対策が進みました。第1回の公害デーは1972年10月、第2回は73年10月、それぞれ1万人を超す府民が集まったと記録されています。

その後、公害デーは、公害環境デーとして継承され、今回で49回目を迎えます。当時のすぐ目に見える公害から、一見しただけでは見えない公害に移り、さらに近年はと旧温暖化など体感できる環境変化も加わってきています。また地域限定から、広域化、さらに現在では地球環境問題として、世界が一致して取り組まなければならない、気候危機やプラスチック公害などグローバル化してきており、その被害も地域から、人類のみならず地球上の生物へと広がってきています。

このような中で、今回の公害環境デーを迎えています。しかし新型コロナウイルスの感染拡大、とりわけ大阪は主に高齢者を中心とする死亡者の数、率がずば抜けて多い状況が続いています。この新型コロナウイルス感染症はそもそも、人と野生動物の一定の距離をたもった「すみわけ」が、環境破壊や、野生動物を食べる食習慣などで破壊され、異常な人獣接近が様々な感染症を発症しているという状況の中で発生した一つとされており、しかも比較的強い致死率をもたらしているという点で際立った特徴をもたらしています。しかもこの広がり、新自由主義がおろそかにし、国民の健康を守るための保健医療の公的体制を押しやって資本の利益を優先した歪みが、「感染流布を起しにくい社会を維持する地力」をそぎ、さらに経済優先で時期を誤った対策が世界中で行われてきたという点で、さらに被害を大きくしています。経済優先の政策は、経済的に最も弱い立場に置かれている人たちを救うことは少なく、逆に大きな犠牲を負わせているのが世界の現状です。

今回の公害環境デーは、感染症と、公害・環境問題が大きな流れの中で同じ根源から起きているということをとらえることもできる中で開催されます。公害・環境問題の過去からの教訓と、これからの持続可能な社会に向けての課題を、これまでいろいろの局面でご指導いただいた、宮本憲一先生に御講演をいただき、整理する場にしたいと思います。

また、公害問題は被害者抜きに運動を進めることはできません。公害被害者救済をテーマに研究を続けてこられている除本先生に御講演をいただき、被害者とともに歩む運動の展開に生かしていければと願っています。

講師紹介： 宮本 憲一（みやもと けんいち）氏

大阪市立大学名誉教授、滋賀大学名誉教授)

宮本先生は、1930年当時植民地であった台北（タイペイ）でお生まれになりました。15歳の時、入学した「海軍兵学校」で終戦。原爆の惨状を広島駅で体験され、「戦争こそ最大の環境破壊」を原点とされました。その後、研究者の道を進まれ、名古屋大学経済学部卒業後、金沢大学・大阪市立大学・立命館大学で教授、滋賀大学学長を歴任されました。理論研究だけでなく、政策立案のために現場を調査して提言をされ、また多くの学者・研究者を育てられました。

先生の著作は、財政学、都市論、公害・環境経済学など30数作、編者、共著、監修、訳書、分担執筆を加えると、100冊を超えています。2016年には、著書『戦後日本公害史論』に対して日本学士院賞を受賞されました。この受賞記念シンポジウム・祝賀会で司会されたのは、本日2番目の特別講演者の除本理史様です。

私たち、公害・環境問題では、常に苦しい公害患者さんの現場に立ち、問題の本質を解明し、環境改善や予防対策の提言、何よりも汚染者・加害者へは厳しい批判を投げかけられ、環境保全運動を激励して頂きました。

大阪の公害環境運動では、そもそもの「大阪から公害をなくす第1回公害デー」の1971年2月の集会で、また1974年の「大阪から公害をなくす第3回大阪府民集会」において記念講演をしていただきました。最近では2016年の第43回集会で『都市格』のある住みよい大阪を」と題して、「大阪市を廃止する都構想問題」を批判されました。

地球環境の維持可能な社会を目指して

宮本憲一（滋賀大学名誉教授・大阪市立大学名誉教授）

はじめに

コロナウイルスによるパンデミックはすでに世界で 180 万人の死者を出し、世界戦争のような被害をもたらしている。まだどの様に終息するかかわからず、世界恐慌を引き起こすかもしれない。この被害は資本主義の急激な都市化による生態系のかく乱によって地球環境が破壊されたためであって、1980 年代以来の新自由主義グローバリズムが医療、福祉などの公共部門を衰退させたことによって、被害を深刻にした。さらに被害は格差と社会保障の衰退によって貧困者や生物的弱者さらに若年者に集中している。日本は欧米に比べて比較的感染者数が少ないが、政府の方針が経済政策に偏って、あいまいで、自粛をあてにしておき、これまでの医療・衛生部門が縮小しているので、先がみえてこず、医療崩壊の可能性に絶えず襲われている。コロナ後の世界経済について国際的な財界の集りであるダボス会議は今回のパンデミックは新自由主義グローバリズムの欠陥を明らかにしたので、構造的転換が必要として「グレート・リセット」を発表している。財界でさえ、資本主義の現状に危機意識を持つに至っている。

地球環境破壊では温暖化ガスによる異常気象などの災害が深刻になっている。これも新自由主義グローバリズムによる安全を無視した経済成長による被害である。2015 年の IPCC 気候変動に関する政府間パネル報告で CO₂ の増大を主原因として温暖化が進み、世紀末に産業革命以来の温度上昇を 2 度 C 以内、さらに 2018 年には 2050 年までに、温暖化ガスを実質 0 にして、1.5 度 C 以内にする規制案が示された。パリ協定に基づいて各国は具体的な政策を出さなければならない。菅内閣は就任早々温暖化ガスの排出を 2050 年に実質 0 にする宣言を出した。それより先経団連は 11 月の「新経済成長戦略」で、この方針を承認している。かつて日本は『環境先進国』といわれていたが、京都宣言以後、環境政策は後退し、『環境後進国』になっていたが、アメリカの新政権に呼応してようやく IC 並みの対策をとることになった。しかしこれまでのエネルギー計画では 70% が石炭火力を中心とする化石燃料に依存し、原発に 20% 以上依存することになっていた。再生エネルギーを主体にした計画への転換は容易ではない。

コロナ問題と温暖化問題という地球環境の危機は、大量生産・流通・消費・廃棄と都市化を進める資本主義の経済成長による地球環境の破壊である。これは新自由主義グローバリズムの失敗を明らかにし、資本主義の危機を明らかにしている。特に日本の場合には首都直下地震や南海トラフが 30 年以内に 70% の確率で起こるとされている。まさに災害の世紀に入ったといつてよい。しかもこの被害は若い世代に重い。欧米では若い世代が資本主義を批判し、社会主義を求めて行動している。これは中国や北朝鮮の社会主義ではないが、新しい社会体制を求め始めている。コロナ後の社会について議論が始まっている。

今日は、菅内閣が温暖化防止で提出したグリーン成長戦略を検討する。地球環境問題が国際的な政治課題となって以後の歴史とそれを踏まえて、この社会を持続するために国連が提出した SDGs を検討したい。SDGs はコロナ以後の世界の「羅針盤」といわれていて、政府、自治体、教育機関をはじめ経団連や台企業も経営の綱領にしはじめている。果たしてこれは未来の羅針盤に値するかを検討したい。最後に地球環境問題の未来を決めるのは市民である。かつて世界一深刻な公害を解決したのは公害反対の市民運動であり、それに支えられた革新自治体と公害裁判であった。この教訓とそこから得られる社会運動への期待を述べた。

1. 2050 年温暖化ガス実質ゼロは可能か

日本は京都議定書までは「環境先進国」といわれていたが、それ以後 20 年間、完全に立ち遅れ、パリ条約の実行計画では離脱したアメリカとともに『環境後進国』とされていた。菅内閣はアメリカの新政権がパリ条約に復帰するために慌てて 2050 年温暖化ガス実質ゼロを宣言した。そして 12 月 25 日「グリー

ン成長戦略」を決定した。これは11月に出された経団連の持続する資本主義を目的とした「新経済成長戦略」を具体化する内容である。政府は温暖化対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的に成長の機会ととらえる時代に入ったとしている。そこで脱炭素化の企業の技術革新によって産業・交通・消費を改革し、30年で年額30兆円、50年で年額190兆円程度の経済効果を見込んでいる。コロナ以後の経済危機を解決しようという政策である。国民が心配している気候危機解決のための環境政策というよりコロナ以後の経済恐慌を乗り切るための経済政策である。

この戦略の特徴は自動車の電化などを進めるために電力需要が30-50%増大することになっている。これまでのエネルギー節約政策でなく、増大計画である。このエネルギー計画では再生エネルギーの比率を洋上風力で一挙に伸ばすなど今の3倍の50-60%に高め、水素・アンモニア発電10%、小型原子炉、そしてCO₂回収前提の火力発電30~40%を参考値としている。これらを含めて14の分野で成長を期待している。とくに自動車を30年半ばまでに新車販売で、電動車100%にし、新築の住宅のCO₂排出量0にするなどである。このために政府は新エネルギー・産業技術総合開発機構に10年で2兆円の基金を設定し、環境税や排出量取引制度を検討するとしている。

この成長戦略によって2050年に実質0になるかどうかは不明である。これまで遅れていた大規模風力発電、水素発電、CO₂回収、電動自動車100%などの技術開発をにわかに一挙に取り組み技術陣と資金が可能かどうか。このプランを進めると産業構造に大きな変動が起こる。自動車は膨大な中小企業部品メーカーに支えられており、それがこれまで主力のガソリン車から電気自動車に切り替えればおおきな変動がある。自動車部品企業雇用者91万人の80%の中小企業の69万人の雇用が半減するのではないかという。現在石炭火力に70%が依存している。これに代替する再生エネルギーを急速3倍増するのだが、ネックになっている送電網の整備が大手電力の利害と資金のため頓挫している。原発事故の廃炉整理の見込みのつかない状況で新型原発の設置は夢物語を聞く感じである。この大風呂敷のグリーン成長戦略は選挙のための看板倒れになるのではないか。

コロナ以後の経済を分析している「グレート・リセット」によれば、世界経済が回復に3年かかるとしている。特に観光業や不動産などサービス産業に重点を置いた産業構造の国の回復は容易でない。現実的には温暖化防止は2030年が山場である。EUは温暖化ガスをこの30年に55%、イギリスは68%、これに対し、これまで日本は26%をしていた。今回急激に転換したのだが、50年実質0にするにはEU並みに今の2倍の削減努力が必要である。あと9年が勝負である。この間に石炭火力を廃止できるのか。国際国内の自動車などのサプライチェーンの改革がどのくらい進むのか。環境税が施行できるのか。コロナ問題のマイナスがいつ常態に服することができるのか。環境よりも経済成長へ流れる企業と政府の動きを批判し、成長でなく、エネルギーの節約と、再生エネルギーの普及の努力を足元から続けねばならないだろう。

2. SDGs は未来の羅針盤足りうるか

地球環境問題が世界的問題となったのは1960年代の終わりである。理論的な原動力はローマクラブと日本の公害研究委員会である。1972年ストックホルムで国連人間環境会議が開かれた。この会議では地球環境を破壊するこれまでの西欧近代化に代わる社会への道が討議されるはずであったが、貧困こそ環境問題で開発を止めるのは反対というインドやブラジルの意見で、国際協定は結ばなかった。その後欧州の大気汚染やチェルノブイリ原発事故による国際的な環境破壊や途上国の資源の乱獲や経済停滞などが深刻となり、環境と経済開発を二者択一でなく調和させる政策が模索された。1987年国連の委員会で『Sustainable Development 持続可能な開発』が提起され、冷戦の終結もあって、1992年リオデジャネイロで国連環境開発会議が開かれ、このSDを具体化したリオ宣言が採択された。この宣言は環境権、環境政策への住民参加、予防原則など国際的環境政策の綱領が網羅され、国際政治の目標となった。この会議では「気候枠組み変動条約」と「生物多様性条約」の2つの基本条約が結ばれた。前者が今パリ条約として具体化し、後者

は生態系保全よりは動植物などの資源の取引の原則という経済を中心とした交渉に重点が置かれている間に、今回のパンデミックが起こった。今この2つの国際条約の挑戦を受けているのである。先述のようにこれらの国際条約などを含む地球環境政策の綱領として、SDがあり、SDGsはその今日の具体化である。

国連は2030年の実現をめざして、2015年にSDGs(Sustainable Development Goals)を採択した。17のGoalと169のTargetを提起し、「Leaving no one left」

(誰一人置き去りにしない)という魅力的なスローガンをかけた。日本政府はこれを受け、2016年12月に「経済、社会、環境、の統合的向上を実現された未来への先駆者を目指す。」というビジョンを掲げ、8の優先分野と140の施策を発表した。コロナ問題が優先して、今少し低調になっているが、国内・国際社会の危機が進む中で、これは未来の羅針盤として大流行である。小中学校の道徳の綱領となり、国立大学協会も大学の指針とし、自治体、経団連などの経済団体、企業、協同組合、NGOの中でも、経営の目標とされている。

最近注目の経済思想家斉藤幸平は『人新世の「資本論」』(新書2020年)の中で地球環境の危機は永続成長の資本主義の体制転換を迫っている、経済成長の持続を柱組みにしたSDGsは大衆のアヘンだと断じている。地球環境危機は資本主義の弊害であって、体制を変えねば、最終的には克服できないという結論は同感だが、温暖化問題は資本主義を廃棄するまで待つてはおれない。SDGsをアヘンだと全面否定してよいかどうかは、SDGsでさえ、革命的に見える今の日本の社会と市民の状況からは疑問が残る。パンデミックによって社会が常態に戻るのが、うまくいって3年かかるとすれば2030年にこの目標が達成できないことは明らかである。私は以下に述べるようにSDGsには重大な問題点があるので、無条件に未来の綱領とするのではなく、主体的に自らの組織や個人でどう利用すべきか、改変すべきかを考えるべきであろう。

まず17の項目の中の主要な問題点である。第1項目の「貧困の克服」は、この柱の政策である。ここでは途上国の絶対的貧困が中心になっているが、先進国で空前の貧富の格差がひろがっている。コロナ問題の影響で日本でも餓死する人も出ている。これは新自由主義グローバリズムの下で、富者の財産蓄積が進み、住民の生計は自己責任とされ、格差是正のための財政政策がかつてなく弱体となっているためである。つまり今の体制を変えねば実現できない。しかしここには新自由主義を廃棄し体制の変革することについては触れていない。第6の健康の項目では今回のような感染症によるパンデミックは予測されていず、発展途上国の感染症の問題が中心となっている。新自由主義の下で、医療とくに公衆衛生部門の人員・施設の整備が遅れていた。世界製薬大手20社の研究開発の中で感染症対策は1%に過ぎず、株主は目先の業績拡張に追われて感染症対策は遅れた。つまり、製薬部門を民間部門の市場原理に任せていけば、予防ができないのである。第16の平和の項目はSDとしては柱組みとなる重要課題である。驚いたことにここには、核兵器の廃止、軍縮、世界平和については全く触れていない。これは軍事大国や軍需産業の圧力のためであろう。SDGsの交渉にあたった南博・稲葉雅紀著『SDGs—危機時代の羅針盤』(岩波新書、2020年)によると「ゴール16の平和で包括的な社会は、気候変動と並んで、最も紛糾したゴールである。」とし、また「第13の気候変動は独立のゴールを設けるか否か、最ももめたゴールの一つである。」としている。このように最も重要な国際的課題が不備であり、これを綱領とするためには、改定が必要であろう。

私はSDGsの最大の問題点は年5-7兆ドルの投資必要額の多くを民間企業の事業に期待していることにあると考えている。リーマンショック以降企業は新投資先を上下水道、医療、福祉、高等教育など公共性のある事業に向けている。また企業に対しては市民や労働者から環境、社会貢献や順法統治の要求があり、株主の利益優先の従来の経営理念の修正が迫られている。2006年以降欧米の投資グループはESG(Environment Society Governance)を経営の新綱領として採用せざるを得なくなっている。ヨーロッパではESGは総投資の半分を占め、日本でも近年、年金などの公的資金を中心にESG投資が拡大している。しかし世界全体のESG投資の中で日本の占める割合は3%に過ぎない。

この傾向がSDGsにも表れている。UNEP(国連環境計画)はこのESGをSDGsへの投資と同一視している。

現在民間投資はSDGsの17の目標に941の事業契約をしている。そのうちで民間企業の事業契約の多いのは第2項目の「健康・福祉」に114事業、第6項目の「安全な水・トイレ」に126事業となっている。いずれも民間事業として収益が見込める部門である。SDGsは総花的に項目があり、どれを選んでよいので、当然収益の見込める事業が選ばれる。

今後事業の内容を明らかにする必要があるが、『日経ESG』によれば、UNPの総裁補ウリカ・モデルはSDGsの中で進まないのは気候変動、生物多様性、格差是正であるといっている。企業が環境問題に積極的に投資するのは望ましい。しかし「株主資本主義」が「公益資本主義」に変貌したといえるかどうかは疑問である。良識のある経営者といわれる三菱ケミカルホールディングスの小林喜光取締役会長は、「地球と共存する経営」(『学術の動向』2027年7月号)の中で株式会社である以上は収益力が8割程度で、技術力と環境などへの貢献はそれぞれ1割程度と結論している。これが民間企業の本音であろう。SDGsへの企業投資についてはUNPなどがその公共性を審査し、地球環境問題を優先するため公共的介入が必要ではないか。

SDGsは地球環境優先、核戦争防止、貧困の防止さらに経済の定常状態への移行などの資本主義体制のシステム改革が抜けている。またパンデミックによって2030年までに実現できないであろう。このように問題があるが、これをアヘンとして捨て去らず、すでにこれを採用にしているところでは、当面の目標の参考にして、それぞれの組織の課題を明確にして、コロナ後の独自の将来目標を検討してよいのでないか。

3. 公害の歴史的教訓と大阪を維持可能な社会へ

1960年代高度成長過程で、世界で最も深刻な公害が発生した。企業は公害防止をせず、政府は公害対策を行っていなかった。大学研究所には公害・環境問題の学部・学科がなかった。工学や医学の研究者の中には、公害企業を支持するものが多かった。1963年都留重人教授を代表として7人の研究者で公害研究委員会が発足した。1964年京大庄司光教授と私は内外の公害地域を調査し、文献を調べ、『恐るべき公害』(岩波新書)を出版した。これが最初の学際的啓蒙書で、約40数万部の読者を得て、公害が可視化された。しかしこの絶望的な状況を破ったのは、1963-4年の静岡県三島沼津清水二市一町の石油コンビナート反対運動であった。この運動は地元の科学者や私たちも入れて、日本最初の環境アセスメントを行い、四日市などのコンビナート地域の調査と300回の学習会と自治体に対する抗議行動を行った。オール三島沼津方式といってよい市民農民・漁民を巻き込む運動によって、静岡県と3市の反対を勝ち取った。戦後初めて市民運動が、政府と大企業の重大な成長政策を頓挫させた。政府と企業は公害対策を取らなければ経済発展は不可能として、1967年世界で初めて公害対策基本法を制定した。しかし経団連の圧力もあって、この法律は妥協的であり、公害被害者の救済は進んでいなかった。沼津三島の公害反対運動の成功から全国に市民運動が起り、これを背景にして社共両党の推薦する革新自治体が、大都市圏を中心に、全国の自治体の3分の1を占め、公害対策基本法などの改定を求めた。政府この圧力と世論に屈して1970年環境14法を制定し、翌年環境庁を設立した。他方企業城下町であった水俣や四日市では行政を変えることができず、四大公害裁判が行われた。すべての裁判で被害者が勝利をし、市民の世論と運動もあって、公害健康被害補償法が世界で初めて制定された。

日本の公害政策はこのように下からの市民の世論と運動が自治体を改革し、司法で勝訴することによって確立したといつてよい。大阪市や尼崎市は日本で最も深刻な公害地域であった。しかし長年にわたり、環境汚染に市民が同化していたので、反対運動は遅れて始まった。大阪府は東京圏に追いつく戦後最大の経済政策として堺泉北地域を埋め立て、鉄鋼、石油化学、石油精製、火力発電所など600の事業所からなる重化学工業のコンビナートを造成した。1960年代後半この地域に呼吸器疾患の患者が表れた。大阪府は四日市コンビナートのような公害はないと広言し、泉北1区の拡張とゼネラル石油など28社の工場誘致を決めた。

1968年11月日本科学者会議の丸山博阪大教授と私が発起人となり、堺から公害をなくす市民の会を誕生。1970年3-5月新日本製鉄周辺三宝地区自治会の協力で1339人を対象に大気汚染による疾病調査をおこない、この中の7.1%に慢性気管支炎の症状を発見。40歳以上に16.2%の慢性気管支炎患者を発見した。これは四日市と同じ程度の被害。これを公表した。大阪府は慌てて追跡調査をし、9%の有症率を確認し、最新コンビナートの公害を認めざるを得なくなった。さらに大阪石油はフレアスタックの事故起こすなど、事件が相次いで起きた。1969年2月高石から公害をなくす会が設立。11月西淀川公害をなくす会結成。府下全域で広範な公害反対運動が始まった。

公害反対の世論が高まる中で無謀にも大阪府はコンビナート拡張を府議会に諮った。これに対して堺から公害をなくす市民の会は拡張反対の20万署名活動を広げた。70年4月堺商工会議所吉田久博会頭はこの署名活動に賛同し、「公害を出し地元利益のないコンビナートに反対、埋め立て地は公園など緑化地帯にすべきだ」と談話を発表。大阪市大を中心に結成したコンビナート研究班は、堺泉北コンビナートは公害を出し、資源を浪費するが、大阪の経済・財政への貢献は極めて少ないと調査結果を発表。20万署名運動には労組、市民団体、町内会などが参加、堺・高石両市では公害問題の300回の学習会がもたれた。

70年8月堺市議会は大阪府のコンビナート拡張計画に再検討を求める声明。高石市議会は拡張反対を決議、さらに9月25日市議会全員が府議会前に座り込み抗議した。ここまで闘争をしたのだが、三島沼津の場合と違い、大阪府は市民の強力な反対を無視してコンビナートの拡張計画を進めた。これでは大阪府の知事を変え、府政を改革しなければならぬと「大阪から公害をなくす会」などが結成された。先述のように1970年12月東京都政の圧力に屈して公害国会による環境14法が成立。これを受けて大阪でも東京のように公害反対の革新自治体を作らねばならぬという世論が大きくなった。候補の選出は苦勞し、政治的には無名だが、基本的人権擁護の立場から公害反対の憲法学者黒田一が社共統一候補で出馬した。他方左藤知事は「万博知事」としてその成功をバックに、コンビナートの拡張など経済優先を掲げた。政財界や保守系マスコミは左藤知事圧勝を予測した。選挙の結果は黒田知事の誕生となった。左藤候補の票田といわれた堺・高石市で4万票の大差で黒田候補が勝利、他の公害地区でも黒田候補が制した。万博は票にならず、公害防止が票になったのである。

黒田府政は1973年「大阪府環境管理計画 HIGH PLAN」を発表。当時の大阪府の観測点のSO_xの排出量は環境基準達成には85.6%の削減が必要なほどすべての点で公害対策の抜本的な対策が必要であった。このためのこのプランは日本初の大膽な総量規制を決め、各企業に削減目標を割り当てた。財界からは強い反対があったが、公害反対の世論が強く、科学的な調査に基づく規制策のために、この国際的に評価された大膽なプランは進み、大阪に青空と青い海が戻った。

自民党政権の独裁が続いている時期に革新自治体が憲法を暮らしの中にとという目標を掲げ、公害防止で市民の健康を守り、福祉の充実で生活の向上を図ったことは、戦後史の中で重要な成果である。

4. 大阪を環境の維持可能な地域に

地球環境問題の解決には沢山の困難がある。しかし新型コロナ問題や気候危機は待たなしの状況になっている。この解決の道は新自由主義グローバリズムを廃絶し、地域分権的に「地産地消」で温暖化ガスの実質ゼロを実現し、都市化を抑制して、生物多様性を維持することである。かつて大阪府民が目前の利益よりも基本的人権を守るために、市民運動を起こし、地域から運動を起こし、自治体を変えて、公害の防止と福祉の前進を実現した。この歴史的教訓に学び、足元から政治・行政を変えていかねばならない。大阪市廃止を阻止した市民の良識を転換点にして、この地域の科学的な調査と政策提案をもとに、「住み心地よき」水都大阪再生のための行動を起こさねばならない。維新政治は、新型コロナとの府民の死活の闘争に全力を投入せず、すでに否定された府への広域行政の一元化の制度作りに力を入れている。この間違った政策を停止して、コロナ対策に府政を集中すべきである。

今年は選挙の年である。維新は自民党の友党として、軍事化のための改憲を掲げ、万博と IRのための湾岸開発を公約の中心に置くであろう。これらの事業は温暖化ガスの増大や災害の危険を引き起こす可能性がある。これに対して私たちは核ミサイル戦争の防止、温暖化ガス 0 と防災を足元の地域から実現するための府民の共同行動をすすめ、維持可能なおおさかを作ろうではないか

戦後史上最大のパンデミック

地球環境の維持可能な社会を目指して一公害と闘って60年一

(2021年1月30日)

宮本憲一

- 新型コロナ・ウイルスの感染者は1億人に達し、死者は約200万人を超え、第二次大戦以後最大の世界的危機に陥っている。この被害がいつ終わるかはまだわからない。経済衰退が進行中で、コロナ後の世界は大恐慌、あるいは長い不況になるかもしれない。この大きな被害は新自由主義グローバルイゼーションによるのであって、世界資本主義の命運が問われている。

はじめに 地球規模の公害

- 公害は環境破壊の結果として起こる社会的災害である。これまでの大気汚染や水汚染は特定地域における環境破壊であった。
- 新型コロナウィルスによる感染症と地球温暖化による自然災害は地球規模の環境破壊による公害といってよい。
- 本日は生物多様性とコロナ感染症、政府の温暖化対策の批判、地球未来戦略としてのSDGsの検討について述べたい。

コロナ後の政治経済社会

- 世界の政治経済の指導者が集まっているダボス会議はコロナ後の経済を分析した「グレート・リセット」で世界経済の回復に3年はかかるとしている。観光業や金融・不動産などのサービス業に重点を置いた産業構造の回復は容易ではないとしている。
- ダボス会議ですらコロナの被害は新自由主義グローバルイズムの欠陥を明らかにしたので、体制の転換が必要としている。日本の経団連の「新経済戦略」も危機意識を持ってSDGsをうたっているが、それは新自由主義からの離脱ではなく、資本主義の持続可能であり、地球環境をどう持続させるかという基本問題を避けている。しかし体制の転換を検討しなければ、地球環境の危機は避けられない。

地球環境政策の歴史

- ここで簡単に地球環境政策について述べたい。
- 1972年人類は南北問題や体制の違いをこえて地球の環境と資源の維持のために初めて国連人間環境会議をストックホルムで開いた。
- これは日本を典型にした経済成長に伴う環境破壊を防止し、そのために環境を破壊してきた西欧近代化に代わる思想と政策を検討しようとするものであった。
- これに対し、インドやブラジルの途上国から、貧困こそ環境問題で、先進国が経済開発を止めよというのは環境帝国主義だと強い反対があり、国際協定は結ばず、国連の環境会議は20年間中絶した。
- 発展途上国は資本主義の西欧近代化路線の後追いをするだけで、新しい道を示さなかった。

国連環境開発会議(1992年)とSDの採用

- 国連はSDの提案を受け入れ冷戦終結後の世界政治の中心として地球環境の危機と貧困の双方を解決し、新国際政治秩序を作り上げる目的でリオデジャネイロで行われた。
- この会議で採用されたりオ宣言が今日の国際環境政策の綱領となっている。
- この会議の成果は「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」の制定であり、30年かけて温暖化問題は2015年のパリ条約によって具体的目標が定められたが、生物多様性条約は経済的交渉にとどまっている。地球環境政策のスローガンの「持続可能な発展(SD)」は、その後途上国の貧困問題の解決のためのMDが施行された後SDGsが進行中である。

7

持続可能な社会への道

- 1980年代先進国の公害対策の前進と途上国の環境の危機、酸性雨に対する欧州の国際協定の前進、チェルノブイリ事故など地球環境の危機の現実化から南北の対立を超えて、人類的な課題として開発と環境の両立の原則への模索。
- 1984年ノルウェーの首相ブルントラントを委員長とする国連「環境と開発に関する世界委員会」が発足し、開発か環境かの二元論を乗り越えるため3年間の討議。
- 1987年4月「われら共有の未来」を公表
- 「持続可能な発展とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすことである。」

(参考)環境と開発に関するリオ宣言

- 「リオ宣言」(27原則)はその後の環境政策の原則となった。
- 第1原則—人は自然と調和しつつ健康で生産的な生活を営む権利を有する(環境権)
- 第3原則—開発の権利は現在および将来の世代の開発及び環境上の必要性を衡平に満たす(世代間公平)
- 第10原則—環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。(後略、住民参加の原則)
- 第15原則—環境を保護するための予防的方策は各国により、その能力に応じて広く適用しなければならない。深刻なあるいは不可逆的な被害が存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。(予防原則)

6

8

2. 生物多様性の危機と新型コロナ 生物多様性とは

- 生態系とは地域ごとに生息する生物たちとそれらが展開する生命活動システムである。
- 生物多様性は遺伝子から種、生態系、さらには景観に至るまでさまざまな階層で生物が織りなす多様な階層性が重要な意味を持ち、複雑性が機能の多様性と持続性を生み出す。
- 農業や工業も水や土壌や空気がなければ生産活動はできない。人間の生活基盤はすべて生物多様性に帰結する。
- 近年の大都市化と農村の衰退や農薬やマイクロプラスチックなどの化学物質の汚染によって、野生生物の絶滅が進行し、100万種の動植物が危機に瀕して、大絶滅の時代に入っていると研究者は警鐘を鳴らしている。
- 人間の過度の生態系破壊と経済のグローバル化は新興感染症という新たな病原体ウイルスのリスクを生み出した。

環境の危機の被害は公害と同じ

- 感染症と経済活動縮小による被害は生物的弱者と社会的弱者に集中。したがって、自己責任や自由市場に救済を任せては被害は解決せず深刻化する。公共機関などによる社会的救済が必要。
- 保健所は1994年保健所法の地域保健法への移行によって1992年の852か所が2020年469か所に、政令指定都市では各区から全市1か所に統合。このため患者の救済の業務が間に合わず、PCR検査は韓国やドイツに比べて普及が困難で、予防は停滞。
- 人口1000人当たり医師は2.43人とOECD29か国中26位と少ない。第2種感染対応病院475の64%は公立病院、赤十字などを入れて80%。これを整理統合していたので、他国より患者が少ないのに医療崩壊の危機を招いている。
- 公害と同様に不可逆的損失が生まれるので、予防が第1である。市場経済では救済はできない。

グローバル社会と都市部集中型社会 から地方分散型社会への移行を

- 生物研究者からは生物多様性を劣化させる活動(例えば沖縄の辺野古基地建設)をやめ、人間社会と生物界が過剰に干渉しあわないようなゾーニングが必要。
- エコロジー学者五箇公一氏の提案は第1歩は地産地消。地方で生産されるものを地方で循環することで地域固有の経済・社会・文化が生まれ地球上の生物と人間の矯正が可能な持続性の高い社会を実現すると述べている。
- 社会科学から見れば、コロナ問題は新自由主義グローバル化による環境破壊である。

予防が第一

- コロナ問題は健康・生命などの人権よりも企業の競争的発展を進める新自由主義グローバル化の弊害を明らかにした。
- 今後繰り返し襲ってくる感染症を予防するには、公衆衛生、医療などの生命健康を守る基本的な部門の強化が必要である。
- 国際協調、国土の分散、自治体行財政機能の強化と災害対策の分権などの改革が必要である。

3. 温暖化防止をめぐる二つの道 パリ協定

- 気候変動枠組み条約に基づく2016年のパリ協定は他の国際条約と違い、定量的に目標を明示する明解な協定である。ただし、WEOはないので、規制を守らない場合の司法的制裁はないし、脱退は自由である。
- このために数量的な規制措置が必要で、その科学的な判断をしているのが、IPCC(気候枠組みに関する政府間パネル)である。このパネルは1998年発足だが、1990年に第1次報告を出し、2015年の第5次報告で、温暖化ガスが100%人為的原因であるとし、工業化以前に比べ、2%の上昇、できれば1.5%にとどめるために、2050年までに実質0にする勧告を出した。EUはこれに同意したが、これまで日本は60%削減にとどめ、CO2の主要発生源の石炭火力50基の建設を容認し、炭素税の導入も経済界は反対であった。
- 菅内閣は就任早々温暖化ガスの排出をゼロにすると宣言した。経団連も「新経済戦略」で承認し、環境NGOからも英断と評価されたが、それを実現するための政策や主体では対立している。

環境の維持でなく経済拡大

- この戦略は自動車を減らすのではなく、電気自動車への転換など電化を進め電力需要を30~50%増大するなど節約でなく拡大策。
- エネルギー計画では洋上風力を一気に伸ばし、再生エネルギーの割合を50~60%に高め、水素・アンモニア発電10%、小型原子炉の建設、CO2回収前提の火力発電所30~40%としている。
- これらを含め14の分野の成長計画。電動車100%、新築住宅のCO2排出量0、農林水産業排出0など、このために2兆円の補助金、減税、排出権取引制度の導入などを計画。

グリーン成長戦略

- 政府は12月25日「グリーン成長戦略」を発表し温暖化対策を成長の機会に転換。脱炭素化の技術革新によって30年で年30兆円、50年で190兆円の経済効果を見込み、コロナ以後の経済危機の解決を図る。気候危機解決の環境政策というよりは経団連の「新経済成長戦略」と同調し、資本主義持続のための経済政策。

この戦略は可能か

- これまで遅れていた大規模風力発電、水素発電、CO2回収、ガソリン車から電気自動車への転換を一挙に行える技術陣と資金は可能か。自動車は膨大な中小企業部品メーカーに支えられており主力のガソリン車からの転換で、雇用者91万人の80%の中小企業の69万人の雇用が半減。トヨタの豊田社長は政府の戦略に疑問を呈し、エネルギー政策の転換がなければ電動車への全面転換は困難。
- 石炭火力に70%依存する現状の転換、再生エネルギーの比重を3倍にするのだが、送電網の整備はできていない。廃炉整理の見込みのつかない状況で原子炉の設置は無謀でないか。
- 2050年に実質0にするためには30年に温暖化ガスを60%以上削減が必要、これまで、これまでの26%の削減計画を後9年で2倍以上にするにはこの成長戦略では不可能ではないか。
- 選挙のための大風呂敷に終わらないか。

次の表は国連SDGsの各目標の市場規模試算とエンゲージメント数

- 市場規模試算は杉光一成「国連の開発目標と知財」(『日経』2018年5月4日)
- デトロイト・マツコンサルティング「SDEsビジネスの可能性とルール形成」
- エンゲージメントは「責任投資原則(PRI)」が機関投資家を対象にしたSDGsの目標ごとの契約数(『日経ESG』2018年10月号より)

市場原理を超えうるか

- 企業が地球危機に目覚めて、ESGやSDGsに投資するのは望まし。SDGsは総花的に項目があり、どれを選んでもよいので、当然収益のある事業が選ばれる。
- 今後事業の内容を調査する必要があるが、『日経ESG』でUNEPの総裁補ウリカ・モデルはSDGsの中で進まないのは気候変動、生物多様性、格差是正であるといっている。
- SDGシエの企業都市について、UNEPなどがその公共性を審査し、地球環境問題を優先する余に公共的介入が必要であろう。

1. 貧困	183兆円	6
2. 飢餓	175兆円	81
3. 健康・福祉	123兆円	114
4. 教育	71兆円	7
5. ジェンダー平等	237兆円	78
6. 安全な水・トイレ	76兆円	126
7. エネルギー	803兆円	38
8. 雇用・経済成長	119兆円	82
9. 産業技術	426兆円	2
10. 国・人の不平等是正	210兆円	91
11. 街づくり	338兆円	8
12. 作る責任・使う責任	218兆円	73
13. 気候変動	334兆円	91
14. 海の豊かさを守ろう	119兆円	7
15. 陸の豊かさを守ろう	130兆円	28
16. 平和・公正	87兆円	109
17. パートナーシップ	—	9

SS(維持可能な社会)は足元から

- SDGsは地球環境優先・核戦争防止・貧困の防止、さらに経済の定常状態への移行などシステム改革が抜けている。またパンデミックによって、2030年までに実現できぬことは明らかである。
- このように問題があるが、阿片として捨てさらず、政府の環境政策を制御するのに利用してよいのでないか。
- 私はSDでなく、SS(Sustainable Society、維持可能な社会)を提唱してきたが、その実現はヨーロッパのように自治体を維持可能な社会へのシステム改革から始まると考えている。
- SDGsも温暖化防止に重点を置いて、足元の地域のシステム改革から始め、それぞれの組織の課題に即してSDGsに沿った綱領を作り、進めればよいのでないか。

市民による温暖化対策

- 市民組織によるエネルギー計画は、政府や経団連と違い、エネルギーの使用を可能な限り減らし、石炭火力を2030年までに全廃、原発ゼロで2050年に再生エネルギー100%を目指している。
- 九電力による集権型経営でなく、地方分散型の経営。生物多様性で述べたようなエネルギーと食料を中心に地域内経済循環を自治体や協同組合などの市民組織を主体に進める。
- 日本の現状では2030年までに電力経営が分散型に大きく変われないが、カーボンゼロへのよような改革をするかという対抗関係は続く。

救世主かアヘンか

- 齊藤幸平『人新世の「資本論」』の中で、地球環境の危機は資本主義の体制転換を迫っているため、経済成長の持続を柱組みにしたSDGsは大衆のアヘンだと断じている。
- SDGsは国連の内部の対立を妥協して作られているので、ターゲット自体に問題がある。
- 最も重要なのは第1項目の貧困の克服である。しかし途上国だけでなく、先進国で空前の貧富の格差が広がり、格差是正の財政政策特に税制による対策は最低になっている。これはグローバルな金融情報資本主義の下で新自由主義の政策が進められているためである。この転換がなければならぬが、貧困の克服はできない。しかしここには体制の改革は書いていない。
- 第6健康の項目でも今回のようなパンデミックは予測されていず、発展途上国の感染症対策が中心である。
- 第16の平和の項目では核兵器の廃止、軍縮など世界平和については全く触れていない。これは軍事大国や軍需産業の圧力のためであろう。

3.SDGsは地球危機を救えるか

- 新型コロナ感染症を含み地球環境危機の時代に、この危機を打開しこの社会を持続する綱領としてSustainable Development Goals(持続可能な開発のための2030年アジェンダ、略SDGs)が2015年9月国連持続可能なサミットによって提起され193か国が承認。
- 17の目標と169の細目、2030年実現の計画。日本政府は2016年12月に受け入れ、8つの優先分野と140の施策を発表。
- 事務局はUNEP(国連環境計画)で、WTO(世界貿易機構)のような司法的な権限はないから、アメリカがパリ条約から離脱し、SDGsを覆すような決定をしても制裁できない。パリ条約のように各国が数量的な目標を出す定量的な決定でなく、SDGsは定性的で総花的な目標であって、2030年に必ず実現しなければならぬ責任は承認国にはない。
- SDGsの”leaving no one left”(誰一人も置き去りにしない)という魅力的なスローガンを受けて小中学校では道徳の綱領になったり、経団連、企業、自治体、協同組合、NGOなども経営の目標に採用している。地球環境の危機が迫り、世界と日本の未来が不分明である時期にSDGsを目標に入れて行動することは望ましいが、目標がこれでよいのか、主体が適当なのか、あと10年で達成できるのかなど多くの課題がある。

主体は大企業か

- SDGsの最大の問題点は年5~7兆ドルの投資必要額の多くを企業の事業に期待していることである。
- リーマンショック以降企業は新投資先を上下水道、医療、福祉、高等教育など公共性のある事業に向けている。また市民や労働者から環境、社会貢献や順法統治の要求があり、株主の利益優先の従来の経営理念の修正がせまられている。2006年以降欧米の投資グループはESG(Environment Society Governance)を経営の新綱領として採用せざるを得なくなっている。ヨーロッパではESGは総投資の半分を占め、日本でも近年、年金などの公的資金を中心に拡大している。この傾向がSDGsにも表れている。
- UNEPはこのESGをSDGsへの投資と同視している。2018年民間投資が次表のように17の目標に941のエンゲージをしている。
- そのうち114事業第2項目の「健康・福祉」126事業が第6目標の「安全な水・トイレ」で最も多い。

4. 公害反対運動の教訓

- これまでみてきたように地球環境問題の解決のカギは足もとの地域の政治・経済・社会を変える市民の運動から始まる。
- 1960年代の日本は高度成長過程で世界で最も深刻な公害が発生した。当時国際国内に環境法制はなく、環境規制官庁もなく、大学・研究機関には環境・公害の学部や講座もなかった。1963年の公害研究委員会(代表都留重人)が戦後最初の研究組織。1964年の庄司光と宮本憲一『恐るべき公害(岩波新書)』が最初の学際的啓蒙書(40数万部)。
- この絶望的な状況を破ったのは、静岡県三島・沼津の公害反対運動の成功であった。
- これ以後市民運動が全国に展開。大都市圏を中心に革新自治体を作り、四大公害裁判に勝訴することによって、環境政策を前進させ、被害者を救済し、青空を取り戻した。
- 地球環境問題の解決にはこの公害の歴史的教訓が参考になる。大阪についてふりかえてみよう。

堺・高石地区に深刻な公害の発生

- 1968年11月日本科学者会議丸山博阪大教授と私が発起人となり、堺から公害をなくす市民の会誕生。1970年3~5月新日鉄周辺三宝地区自治会の協力で1339人の住民を対象に、大気汚染による疾病調査、その7.1%に慢性気管支炎の症状発見。40歳以上では16.2%の慢性気管支炎者など四日市並みの被害を発見公表。大阪府は慌てて追跡調査9%の有症率を確認。最新のコンビナートの公害発生を公式確認。公害の恐怖が改めて府下に広がる。
- 大坂石油フレアスタック事故など事故も相次ぎ、69年2月高石から公害をなくす会設立。11月西淀川公害をなくす会結成。府下全域で広範な反対運動が始まった。

堺泉北コンビナート公害の発生

- 阪神地区は全国有数の公害地域であり、戦前から公害の研究も行われていたが、住民は「煙で食べている」という経済主義で、反対運動は遅れた。
- 関西財界と大阪府は東京圏に比べて重化学工業が遅れているとして、関西最大の海水浴場と保養地域のある風光明媚な堺・泉北地域を埋め立て、新日鉄・三井化学など鉄鋼・石油化学・石油発電所など600の事業所を誘致した。
- 1960年代後半、この地域に大気汚染による呼吸器疾患の患者が表れた。大阪府は四日市のような公害はないと広言して、泉北1区の拡張とゼネラル石油など28社の工場誘致を決めた。

オール堺・泉北反対運動

- 無謀にも大阪府はコンビナート拡張を府議会に諮る。これに対して市民の会は堺市で拡張反対の20万署名活動を広げる。70年4月堺商工会議所吉田久博会頭はこれに賛同し、「公害を出し地元には利益のないコンビナート反対、埋め立て地は公園など緑化地帯にすべきだ」と談話発表。20万署名運動に労組、市民団体、町内会などが参加、堺・高石両市で公害問題の300回の学習会。
- 1970年8月堺市議会は府の拡張計画に再検討を求める声明。
- 高石市議会は拡張反対を決議、9月25日市議会全員が府議会議場前に座り込み。
- ここまで三島・沼津に劣らぬコンビナート公害反対闘争が激化した。静岡県と違い、大阪府は万博事業やコンビナート開発を強行、これでは大阪府を改革しなければならぬと「大阪から公害をなくす会」など府政革新を求める運動が結集された。

黒田革新府政の誕生

- 1970年12月の公害国会による環境政策の前進を受けて、大阪でも東京のように公害反対の革新府政を敷かねばならぬという世論が大きくなった。候補の選出は苦勞し、政治的には無名だが基本的人権擁護の立場から公害反対の憲法学者黒田一が社共統一候補で出馬した。
- 他方左藤知事は「万博知事」としてその成功をバックにコンビナートの拡張などの経済優先を掲げた。政財界や保守系マスコミは左藤圧勝を予測した。
- 選挙の結果は黒田知事の誕生となった。左藤候補の票田といわれた堺・高石市で4万票の大差。他の公害地区でも黒田が制した。万博は票にならず、公害防止が票になったのである。

公害対策の前進

- 黒田府政は1973年「大阪府環境管理計画BIG PLAN」を発表。当時の大阪府の観測点のSOxの排出量は環境基準達成には85.6%の削減など、すべての点で公害対策の抜本的な対策が必要であった。
- このためこのプランは日本初の大胆な総量規制を決め各企業に削減目標を割り当てた。財界からは強い反対があったが、公害反対の世論が強く、科学的な規制策のために、この国際的に評価される大胆なプランは進んだ。

環境政策の後退と「調和論」の復活

- 1975年石油ショックを契機とする世界不況によって戦後高度成長は終わった。
- 1977年石原環境庁長官は経済成長のための「調和論」を復活する発言、以後公害・環境政策はマスキー法成立以外後退を始める。
- NO2環境基準の緩和(1977年)
- 水俣病の認定基準の変更=患者切り捨て(1977年)
- 不況と財政危機の中で、革新自治体は退潮を始めた。直接には同和問題などで社共が対立したことが直接の原因であるが、新自由主義の経済財政政策への転換に、自治体が対応できなくなったためである。
- 公健法の改定の動きが始まり、公害をなくす会の抵抗が続いたが、1987年3月大気汚染地域の解除、患者新規認定の打ち切りが断行された。

31

第2次公害裁判闘争とその成果

- 公健法改悪に抵抗し、すでに78年4月に提訴していた西淀川公害裁判に続いて80年代に川崎、倉敷、尼崎、名古屋南部などの第2次公害裁判闘争が始まった。
- この裁判は産業公害だけでなく道路公害を含み、賠償だけでなく、差し止め、さらに環境再生を求めるものであった。
- 西淀川の画期的な勝利和解に始まり、他の公害裁判も勝利和解に終わった。80年代以降の事件については、ここでは省略したい。

大阪の課題

- このように大阪の市民は公害で汚濁した都市を市民運動の力で自治体を民主化し、公害裁判に勝訴して、青空を取り戻し、水都再生をした。
- しかし府政は保守化し、原発・アスベスト公害との戦いは続いており、大阪湾岸開発は環境破壊を生みつつある。さらに地球危機と災害の防止という差し迫った環境問題に直面している。
- この困難を克服するには維新の会に占拠された自治体を住民の手に取り戻さねばならない。
- 大阪市を廃止する住民投票にかろうじてではあるが勝利したことは、大阪の政治を変える転換点に立ったといつてよい。
- 維新政治は新型コロナとの府民の死活の闘争に全力を投入せず、すでに否決された広域行政の府への一元化の制度作りに力をいれている。この制度いじりを停止し、コロナ対策に集中すべきである。

大阪を環境の維持可能な地域に

- 今年は選挙の年である。
- 維新の会は自民党の友党として、改憲を掲げ万博とIR誘致のための湾岸開発を公約の中心に置くであろう。これらの事業は温暖化ガスの増大や災害の危険を引き起こす可能性がある。奇しくも70年万博は革新自治体の誕生の引き金となったように万博事業は政治転換の決め手になるかもしれない。
- 今後の選挙で核ミサイル戦争防止、温暖化ガス0、生物多様性の維持と防災対策を足元の地域から実現するための府民共同行動を進め、自治体を革新して維持可能な水都・文化の大阪を作ろうではないか。

講師紹介： 除本 理史（よけもと まさふみ）氏

大阪市立大学 経営学研究科教授

経歴： 1971年 神奈川県生まれ、早稲田大学政治経済学部卒、一橋大学大学院経済学研究科
博士後期課程単位取得 博士（経済学）

現在所属： 大阪市立大学 経営学研究科 グローバルビジネス専攻 教授

研究キーワード： 費用負担、福島原発事故、環境再生のまちづくり、水俣病、復興政策、
大気汚染、地域再生、公害環境被害

研究分野： 環境政策論、環境経済学

受賞： 2020年10月 大阪市立大学教育後援会 優秀テキスト賞

2018年2月 大阪市立大学 学長表彰

著書 多数あります。

公害・環境問題では、川崎、水俣、西淀川などの地域再生、そして東電福島第一原発事故後にはその復興、被災者の立場に寄り添い、救済に関しての調査研究と、賠償訴訟での証人に立っておられます。最近は大阪から公害をなくす会の幹事として関わっていただいております。

今回は『公害から福島を考える』（2016年発売、岩波書店）をベースのお話です。2011年の福島原発事故や、切迫する気候危機など、公害・環境問題は依然として重大なイシューとなっています。これらの現代的課題に対処するために、戦後日本の公害問題やそれに対する被害者・住民の運動、そして政策形成の歴史から何を学ぶべきかを考えます。

第49回公害環境デー 公害被害者救済の歴史から いま何を学ぶべきか

2021年1月30日、
大阪民主医療機関連合会

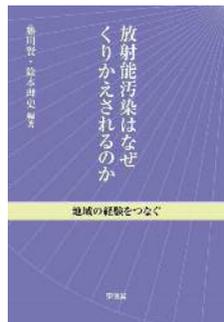
よけもと まさふみ
除本 理史
(大阪市立大学)

1

3

本日も話すること

1. 戦後日本の公害問題、公害研究からいま何を学ぶべきか～3つの視点
2. 公害から福島を考える



2

1. 戦後日本の公害問題、公害研究からいま何を学ぶべきか～3つの視点

戦後日本の公害問題、公害研究 に学ぶ視点

(拙著『公害から福島を考える』序章)

- 1) **人身被害の未然防止、予防原則**
- 2) **被害の包括的・総体的把握と原状回復の重要性**
- 3) **維持可能な内発的発展**

外来型開発(→経済発展と住民の「生活の質」の乖離、逆相関)からの転換

環境の持続可能性(サステナビリティ)

4

人身被害の未然防止から予防原則へ

- 生命・健康の損失＝**絶対的損失**（金銭によって回復不能）
- 絶対的損失は**未然に防止**すべき
- 汚染と被害のあいだの**因果関係などが必ずしも明確でない段階から、被害回避のための対策を講じていく必要がある＝「**予防(事前警戒)原則**」**

5



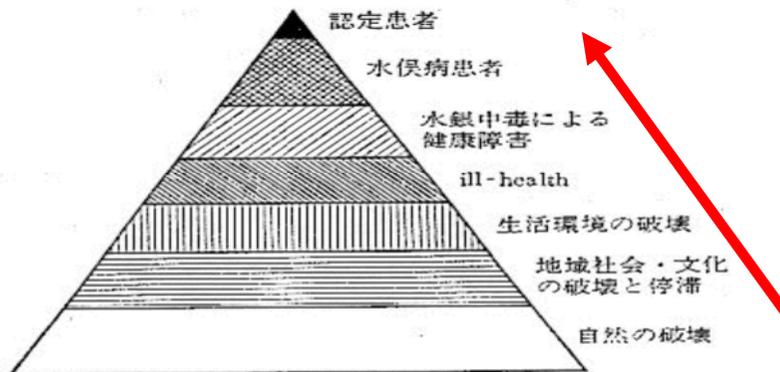
Cats eating great quantities of fish from the polluted Minamata Bay went mad and died after strange dancing and convulsions.

Photo: © istockphoto/Taner Yildirim

- 出所: 欧州環境庁
Late lessons from early warnings II
“Minamata disease: a challenge for democracy and justice”
Takashi Yorifuji, Toshihide Tsuda and Masazumi Harada
<http://www.eea.europa.eu/publications/late-lessons-2/part-a-lessons-from-health-hazards>

7

第 VI・1 図 水俣病問題（水銀汚染被害）の全貌



水銀汚染による生活環境の破壊が進行すれば、**その局限に水俣病患者が発生**する。したがって水俣病問題の対策は、水俣病患者を発見するまで待っているのではなく、この**図の底辺の問題が始まったときから**、汚染の進行を食い止めねばならない。（宮本1977『公害都市の再生・水俣』筑摩書房、p263）

6

異変は1956年の「公式発見」以前からはじまっていた

- （拙著『公害から福島を考える』100頁）
- 1949年には沿岸の漁業集落（茂道地区）で魚の動きが鈍くなるなどの異常が確認
 - 1951～53年頃には他の地区（湯堂や対岸の恋路島など）でも魚を食べたカラスが突然落下したり、ネコが狂死するなどの事態が起きた

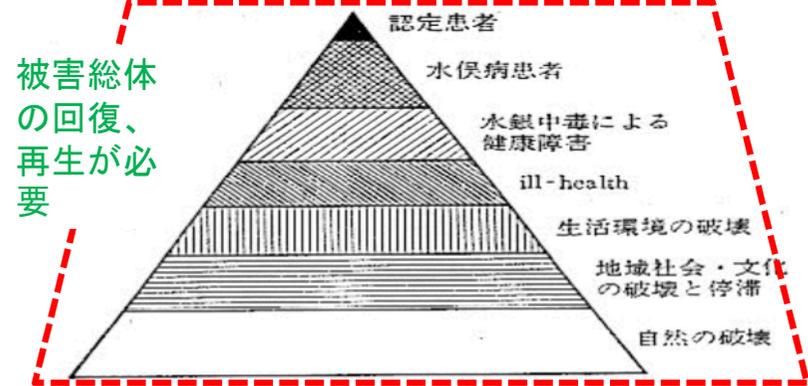
8

戦後日本の公害問題、公害研究 に学ぶ視点

(拙著『公害から福島を考える』序章)

- 1) 人身被害の未然防止、予防原則
- 2) 被害の包括的・総体的把握と原状回復の重要性
- 3) 維持可能な内発的發展

第VI・1図 水俣病問題(水銀汚染被害)の全貌

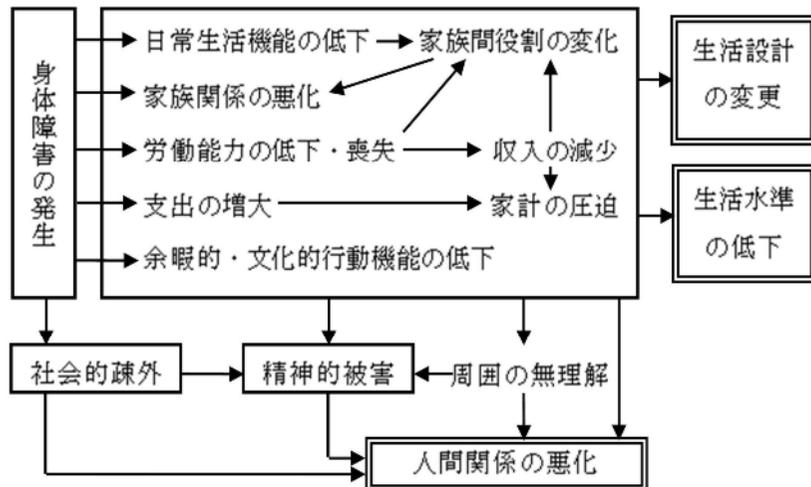


患者の主体性による地域計画がたてられなければならない。家庭づくり[中略]、患者の職業訓練、安全・快適な住居建設、医療施設、文化・スポーツ・娯楽施設、コミュニティづくりなどが計画し実現されねばならないだろう。(宮本1977『公害都市の再生・水俣』筑摩書房、p272)

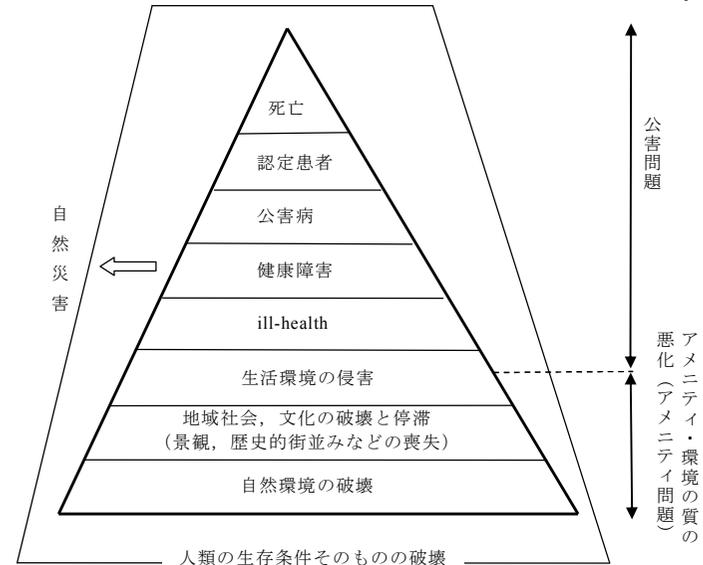
23

健康被害にはじまる被害の派生、拡大

(飯島伸子『環境問題と被害者運動(改訂版)』学文社、1993年、83頁)
教科書p.90



環境被害の「ピラミッド」(宮本憲一) 教科書p.100



公害の場合

- 破壊された健康、暮らし、地域などを全体として回復することが重要
- 公害患者に対し、病気で働けなくなったことによる減収を補償しても、健康が取り戻せるわけではない。⇒ 被害の補償だけでなく、汚染の削減により被害を緩和し、良好な環境のもとで療養できるようにする措置なども、あわせて必要になる。

13

森脇君雄氏(元西淀川患者会長)

拙著『公害から福島を考える』序章p115

「〔四日市での被害者側勝利の判決は西淀川公害訴訟の提起を後押ししてくれたが、〕**四日市**の場合、裁判に勝って原告が損害賠償を得ても、**加害企業による悪煙はとまらず、空気はきれいになりませんでした**。裁判で勝利判決した日も、工場から煙は“知らぬ存ぜぬ”とばかり、もくもくと空に向けて上がっていました。『何か割り切れなさ』を感じたことも事実です」。「〔西淀川公害〕裁判の進行とともに脳裏をはなれなかったのが、**きれいな空気を取り戻すことと疲弊したまちの再生**であり、前述した**四日市裁判の教訓**をどう生かすかにありました」

14

戦後日本の公害問題、公害研究 に学ぶ視点

(拙著『公害から福島を考える』序章)

- 1) 人身被害の未然防止、予防原則
- 2) 被害の包括的・総体的把握と原状回復の重要性
- 3) 維持可能な内発的発展

15

外来型開発への反省

- 水俣でも福島でも、経済開発の結果として住民の福祉が損なわれる事態が生じ、深刻な反省を迫られている。
- 水俣病を引き起こしたチツソの工場も、福島の原因も、地域外から誘致されたもので、「**外来型開発**」という特徴をもつ。戦後、大都市周辺部でコンビナートが次々と建設されたのも、外来型開発の典型例だ。これにより、四日市をはじめとする大気汚染、水質汚濁などの**深刻な公害**が生じた。開発の結果、おカネで測られる所得は増えたかもしれないが、その一方で、地域の環境や人びとの「**生活の質**」が**損なわれた**のである。

16

内発的発展

- 外来型開発への反省から生まれてきた理念
- 地域の住民や団体、企業が**主体**となって計画をたて、地域の**文化**にねざし**環境**保全を図りつつ、住民の**福祉**を向上させていこうとする考え方、取り組み

17

福島復興への視点

(拙著『公害から福島を考える』p.14)

- [「創造的復興」論のように]歴史を断ち切り、あるいはチャラにするのではなく、**地域自身の歴史的な動態と営為の中から将来を描き出そう**(田代洋一・岡田知弘編著『復興の息吹き:人間の復興・農林漁業の再生』(シリーズ 地域の再生8)農山漁村文化協会、2012年、2-3頁)

⇒ 住民自身が「地域の価値」をとらえなおし、それを再生させていこうとする取り組みが必要

18

2. 公害から福島を考える



除本『公害から福島を考える』岩波書店、2016年

19

公害から福島を考える(1)

- 1) 人身被害の未然防止、予防原則

20

広島・長崎被爆者の追跡調査

田崎2012:60

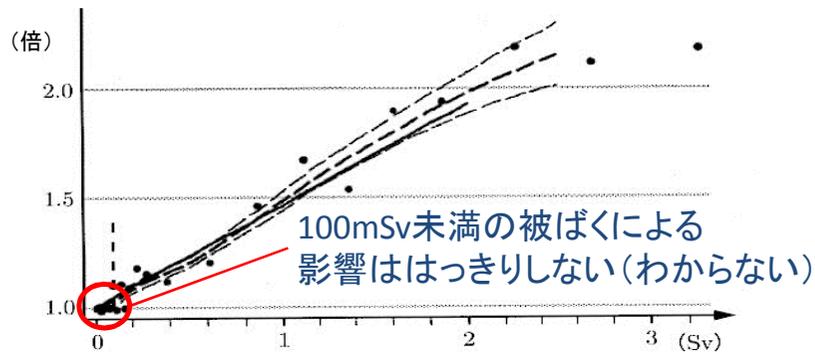


図 4.7 広島・長崎の被爆者の追跡調査 (LSS) の結果をまとめて得られた、被曝量と癌の増加の関係のグラフ。横軸は被曝量、縦軸は普通の集団と比べて癌にかかる人が何倍になったかを表す。黒丸が実際のデータ。(放射線影響研究所「原爆被爆者における固形がんリスク」より。グラフはそのまま、座標軸をつけ直した。横軸は正確には「重み付けした結腸線量 (Gy)」だが、大ざっぱには実効線量 (Sv) と考えてよい。)

<http://www.rerf.or.jp/radefx/late/cancrisk.html>

23

がん死亡リスク、低線量被ばくでも増加 欧米の原発作業員分析 2015/10/22付

- 欧米の原子力施設で働く30万人以上を対象にした疫学調査で、**100ミリシーベルト以下の低線量被曝(ひばく)でも線量に応じてがんによる死亡リスクが増えた**とする分析結果を、国際チームが22日までに英医学誌BMJに発表した。
- 国連科学委員会などは被曝線量が100ミリシーベルト以下では明確な発がんリスク上昇を確認できないとの見解を示している。

26

福島原発事故の被ばくですでに住民に健康被害が出ているとする見解

明日をひらく、多様な言論の広場

WEBRONZA

Home | 政治・国際 | 経済・雇用 | 社会

WEBRONZA > Journalism > 記事一覧 > 記事

テーマ 震災6年、原発と福島を考える

Journalism

深刻化する甲状腺がんの多発 許されぬ政府の帰還政策

▲ 崎山比早子 医学博士、高木学校メンバー

22

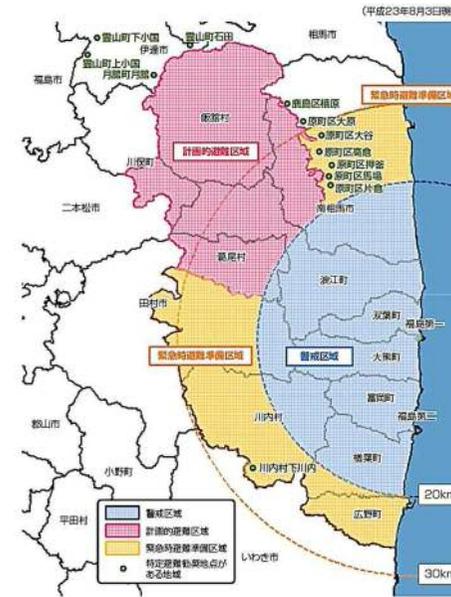
がん死亡リスク、低線量被ばくでも増加 欧米の原発作業員分析 2015/10/22付

- 承前)
- チームは100ミリシーベルト以下でも白血病のリスクが上昇するという調査結果を既に発表。英国、米国、フランスの原発などで1944～2005年の間に1年以上働いた約30万8300人のうち、白血病以外のがんで死亡した1万9064人について分析した。

24

がん死亡リスク、低線量被ばくでも増加 欧米の原発作業員分析

- 2015/10/22付
 ・ 承前)
- 分析の結果、被曝がなくてもがんで死亡する可能性を1とした場合、**1ミリシーベルトの被曝ごとに1万分の5程度死亡リスクが上昇**すると推計され、上昇率は高線量のデータと同程度だったという。**1万9064人のうちでは、209人が被曝により増えたがん死と推定**されるとしている。[共同]
 - https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG21H9M_S5A021C1CR0000/



政府による避難指示等の経緯p24～

- 2011.3.11-12 避難指示の拡大 (同心円状)
- 2011.3.15 屋内退避
- 2011.4.22 年20mSvを目安に避難指示区域を設定

福島の事故では... ~広範な環境汚染



- 年間**1**ミリシーベルト...通常時の基準
- 年間**5.2**ミリシーベルト...放射線管理区域
- 年間**20**ミリシーベルト...政府の避難指示の目安

予防的行動としての「自主避難」

避難元/先 類型	避難区域	避難区域外 の福島県	東北・関東	中部・近畿～ 九州・沖縄
①「強制避難」 7.1万人	→	→	→	→
②「自主避難」 (福島県内) 3.6万人	10.7万人 (2015.9)	→	→	→
③「自主避難」 (県外、主に首都圏) 人数不明: 数万～10万?			→	→

拙著『公害から福島を考える』p27

29

避難者とは誰か

- とくに「自主避難」について、政府の定義がない。政府は、避難者数を把握し公表しようとしていない

(日野行介『原発棄民』毎日新聞出版、2016年)

→避難者の全貌が明らかにされないまま、支援が打ち切れようとしている

避難先での住宅支援の打ち切り(2017.3)

30

予防的行動の正当性

(『放射能汚染はなぜくりかえされるのか』終章)

- ① LNT仮説と「予防原則」(図は田崎2012)

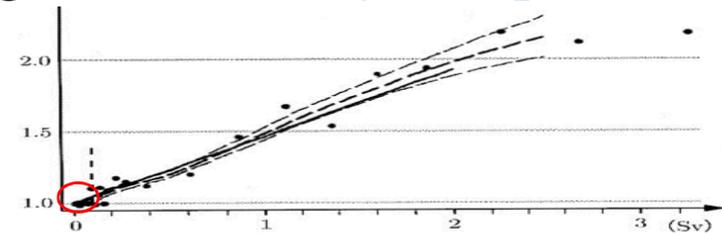


図4.7 広島・長崎の被爆者の追跡調査(LSS)の結果をまとめて得られた、被曝量と癌の増加の関係のグラフ。横軸は被曝量、縦軸は普通の集団と比べて癌にかかる人が何倍になったかを表す。黒丸が実際のデータ。(放射線影響研究所「原発被爆者における固形がんリスク」より。グラフはそのまま、縦横軸をつけ直した。横軸は正確には「重み付けした精腸線量(Gy)」だが、大ざっぱには実効線量(Sv)と考えてよい。) <http://www.rerf.or.jp/radefx/late/cancrisk.html>

- ② リスク認知研究

31

- 原発事故子ども・被災者支援法:

第二条

2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。

32

公害から福島を考える(2)

2) 被害の包括的・総体的把握 と原状回復の重要性

33

福島の事故では・・・

- **健康被害**: 予防原則にもとづく補償・救済
例) 避難費用の賠償、慰謝料、避難先での住宅支援など
- (避難による) **地域社会レベルの被害**:
「避難先で生活ができればよい」のか?
例) 地域づくりの努力の積み重ねなどの喪失
コミュニティの破壊、などの賠償
住民主体の地域再生を支える基金制度、等
⇒ **地域社会の被害の総体を回復する必要性**

34

「ふるさとの喪失」被害

- 2011年8月、全村避難が続く福島県飯舘村で80歳(当時)の男性からうかがった言葉
- 一生懸命、村をよくしよう、楽しい村にしよう、とみんなで本当にかんばってきた。「日本一美しい村」を合言葉に、ようやくそれに近い線にきた。飯舘牛も牛乳も、世間に広がってきたところだった。環境づくりも、みんなでこうしよう、ああしようとかんばってきたんだよ。それなのにこうなるなんて、あきらめきれない。
- 飯舘牛はブランド品になった。飯舘の牛乳も濃度がうんと強い。こういうのは、ちょっとやそつとで、できるものではない。長い努力の成果でそうなってくる。[それが今度の事故でひっくりかえされたのは]くやしい。

35

「ふるさとの喪失」被害

- 「ふるさとの喪失」に対する危機感
- 単なる主観的な被害ではない。地域に根ざした人びとの諸活動が実際に途絶している。飯舘村の地域づくりは、震災前から注目されていたが、その取り組みが道なかばで断たれたのである。

36

「ふるさとの喪失」被害

- ・福島原発事故において**特徴的な被害類型**
- ・地域レベルでみた場合、住民の大規模な避難により地域社会が回復困難な被害を受け、コミュニティなどの社会関係、およびそれを通じて人びとが行ってきた活動の蓄積と成果が失われること
- ・個別の避難者からみた場合、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことが被害の内容となる(もちろん各自の実情に応じてその具体的な態様はさまざまである)。

37

飯舘村の地域づくり

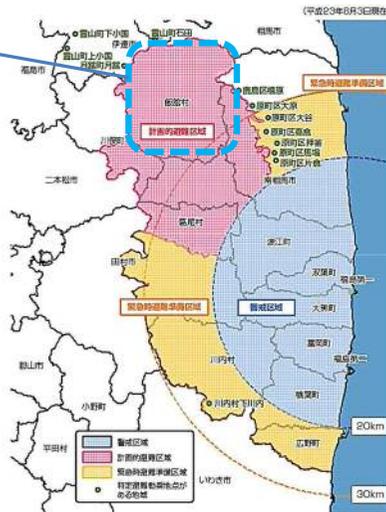
- ・1980年代から**住民参加**の発展、牛肉の産直を通じた**村の「ブランド化」**の取り組み
- ・1994年に策定された第4次総合振興計画では「**地区別計画**」が作成され、**地区・集落を単位とする地域づくり**が本格化していった。
- ・とくに2004年に、村が合併しないことを決め「**自立**」の道を選択したところから、農家レストランを営む女性が地元のコメと水でどぶろくをつくり、それが村の名物となったり、オリジナル品種のジャガイモ等の栽培、加工品開発がすすむといった動きがあらわれていた

39

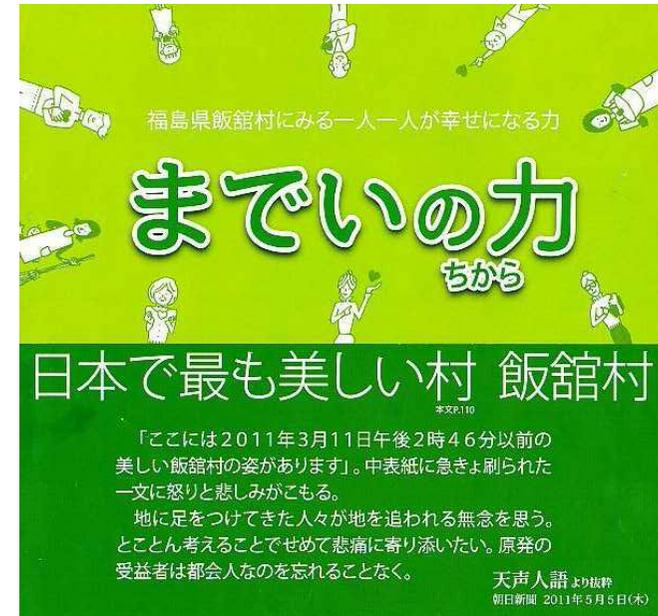
30

飯舘村を事例として

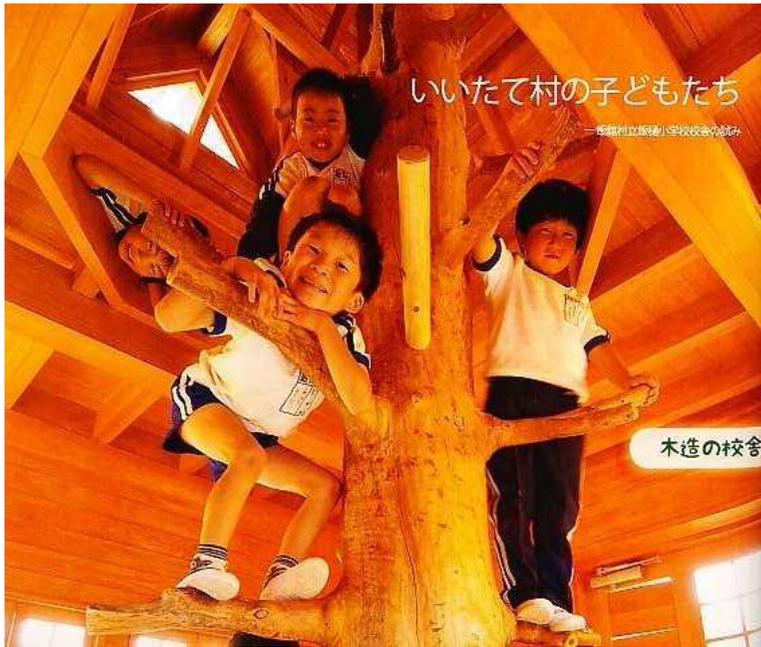
(『公害から福島を考える』2章、『きみのまちに未来はあるか?』1章)



38



40



いいたて村の子どもたち

福島県立飯館小学校校舎の内部

木造の校舎

41

まていの力

ここには2011年3月11日 午後2時46分以前の
美しい飯館村の姿があります。

43

新旧 創作レシピ

おいしい旬は農家が一番知っている。

— 料理の提供：飯館村産物直売所 —



42

原発に
「ふるさと」を
奪われて

福島県飯館村・酪農家の叫び

長谷川健一

波なくしては続かない
平成の棄民物語!

子どもを奪って世を苦しめ、
東洋同様の史上の別れ、福島沖の自決。
奪取したって村にはもう戻れない——
放射能被害の被害者でしが通れない、
3・11後の悲惨な暮らし、人間ドラマ!

東日本大震災1周年

宝島社

44

飯舘村の地域づくりの展開を象徴的に示す事例： 喫茶「極久里」

- 1992年に市澤秀耕・美由紀夫妻が開業。
- 「極久里」開業当初のコンセプト＝「直売所併設の喫茶店」（「農業の一環としてやる店」）

＝家業（農業）を時代の潮流にあわせてどう継承するか



45

T町W糀店（味噌製造販売業）の事例

- 周辺の自然環境や、地域の社会関係との一体性＝営業損害の賠償では回復不能
- Wさん「農的生活」（味噌製造販売業をこう表現）～竹林を整備してタケノコをとるなど、周囲の自然環境の利用と家業を結合

季節ごとの自然の恵みを商品にそえ、経費をかけずに顧客満足を高める／周囲の環境を整備することで訪れる客を楽しませる景観的価値／代々続いた人間関係のなかでの信用が商売にも役立つ

47

32

原発事故で失われたものは何か
「（再開した）福島店は多くのお客さまにご来店いただき、賑わっている。だが、阿武隈山地という立地条件を活かしながらお客さまに満足していただける店を、という創業の動機を失ってしまった」
「よいコーヒーとよい空間でお客さまに満足していただく店という、もう一つの動機を一層大事にして仕事を進めているが、片肺飛行のような心理状況になることもある」

46

初の高裁判決： ふるさと喪失／剥奪を認定し、慰謝料の支払いを命じた

- 仙台高裁（2020.3.12）、東京高裁（2020.3.17）
- 「ふるさと喪失／剥奪」：生産・生活の諸条件一切の剥奪であり、単なる精神的苦痛ではない
- 国、東電が認めてこなかった賠償を司法が命じた（被害実態に即した賠償へ）
（ただし2判決で温度差あり）



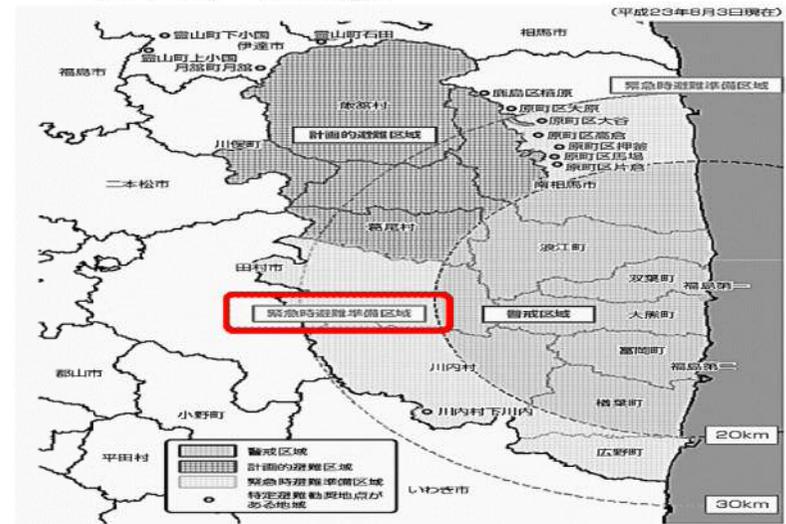
小括)

- **地域固有のストック**による利益(「景観価値」のごとく、個々人が享受していた利益を含む)の喪失 ⇒ **個別経営体の営業再開、利益回復**でつぐなわれるものではない

(営業損害や財物の賠償でカバーされない[←地域固有のストックの多くはこうした性質のもの]包括的生活利益の毀損が重大 = 絶対的損失)

- これまで培われてきた「**地域の価値**」を**正当に評価した賠償**(絶対的損失への償い=ふるさと喪失/剥奪慰謝料)が必要
- 失われたものの「**価値**」を明らかにすることこそが**暮らしの復興**につながる

旧緊急時避難準備区域 = **復興の最前線**
(→生活圏の「**辺境**」)

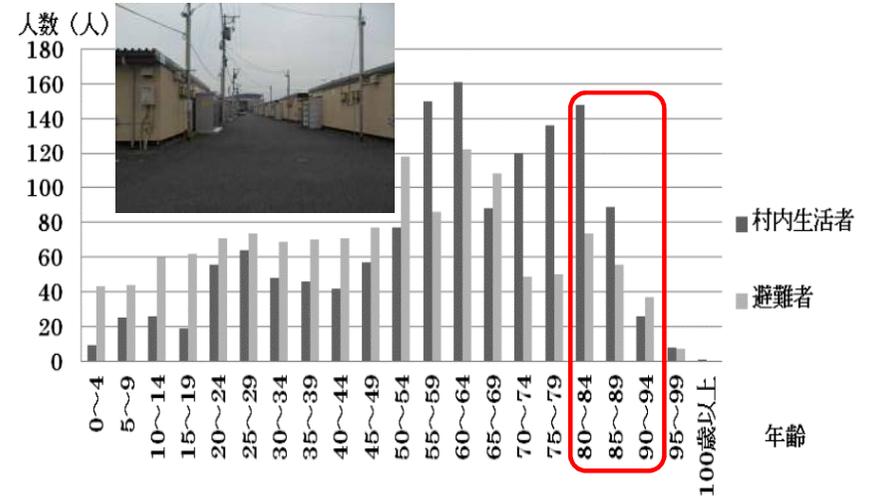


避難解除区域の
高齢化率

市町村名	現在	震災前
川内村	71.3	35.2
川俣町	70.4	31.7
飯舘村	68.7	30.0
葛尾村	54.4	32.2
浪江町	52.4	26.7
南相馬市	51.8	26.6
田村市	45.2	28.9
富岡町	44.2	21.1
楢葉町	37.0	25.9
計	49.2	27.4

※事故前は自治体全域の数値。数字は%

2017春避難指示解除
(帰還困難区域等以外)



川内村の村内生活者、避難者数
2014年7月1日時点 (除本・渡辺編著2015:83)

避難者はなぜ戻れないのか

(第一原発30km圏の事例研究から)

- 放射能汚染の継続
- 生活条件の未回復
(とくに医療、介護、
教育など) ←これ
らのインフラが集積
していた浜通り沿岸
部が長期避難に



病院の場合～

図出所：国会事故調(2012)

53

まとめ：地域の経験をつなぐ

震災10年の現在、被害の過小評価と「風化」をくいとめるためにも、今回の事故を「福島の問題」に封じ込めず、多くの市民が「私たちの問題」とあらためて捉えなおす必要がある。国内各地の放射能汚染、原子力事故、公害被害地域など、他地域の経験にも学んで、将来に向けた普遍的教訓を導き出していくことが強く求められる

(藤川・除本編著『放射能汚染はなぜくりかえされるのか』東信堂、2018年)

54

平成25年(ワ)第9521号、第12947号
平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号、第7630号
損害賠償請求事件
原告 森松明希子 外239名
被告 国 外1名

2020〔令和2〕年7月30日

意見陳述書

原告番号1-1 森松明希子

原告の森松明希子と申します。
発言の機会をいただきまして、心から感謝申し上げます。

東京電力福島第一原発の爆発から2ヶ月後の2011年5月、
福島県郡山市から大阪市に2人の子どもたちを連れて避難をしてきました。

震災当時0歳と3歳だった私の子どもたちは、現在は9歳と12歳、
福島県民でありながら、大阪の小学校と中学校に通っています。
子どもたちの父親である私の夫はこの9年間、たった一人で福島にとどまり、
家族の避難生活を支えながら、医師として事故前と同じ病院で働いています。

父親と子どもたちが会えるのは月にたった1度だけです。夫は、仕事を終えた足で、金曜日の夜、
郡山発の夜行バスに乗り、土曜日の朝、大阪に到着します。
子どもたちには、これまで沢山の我慢をさせてきました。
子どもたち2人が5、6歳の頃までは、日曜日の夜、父親との別れのたびに号泣し、何度も何度も
涙で枕を濡らす日々が続きました。
私たちは、放射能から子どもたちの健康を守ることと引き換えに、この9年間、家族4人が同じ
屋根の下で一緒に暮らすという「ふつうの暮らし」を奪われてきました。9歳になった娘の年齢
が、我が家の避難生活の年数と重なります。

私たちが避難を続けているのは、福島原発事故による放射能汚染が「ある」からです。
原発事故の被害の本質は、放射性物質による核被害、つまり「被ばく」の問題です。
国策で推し進めた原発事故によって、無差別に放射性物質がばらまかれ、環境を汚染しました。

事故直後、空間線量は、原発から60km離れた福島県郡山市でも、
毎時8.26マイクロシーベルト(8.26 μ Sv/h)が計測されました。
仮に、この線量を1年間浴び続ければ、一般公衆の被ばく限度とされている年間1ミリシーベルト
を70倍以上超えることとなりますが、この9年間で一度も福島県郡山市が強制避難区域に指定さ
れたことはありません。

私たち一般市民には、正確な情報は知らされず、私たちは無用な被ばくを重ねました。そして、空気、水、土壌が著しく汚染される中、私たちは水道水から放射性物質が検出されたと報道されても、その水を飲むしかなく、3歳の我が子にもその水を飲ませるしかありませんでした。

また、2011年5月には福島だけでなく、茨城、千葉、東京でも母親の母乳から放射性物質が検出されたというニュースを耳にしましたが、私は事故直後からずっと汚染された水を飲み続け、生後5ヶ月の我が子にも母乳を与え続けてしまいました。

何も知らされずに、外部被ばく・内部被ばくを問わず、一体どれだけ初期被ばくをさせられたかも分からない上に、更に重ねて、私たちはもうこれ以上、1ミリシーベルトたりとも無用な被ばくを重ねたくはないのです。

知って被ばくすることと、何も知らされずに被ばくさせられることはまるで意味が違うと思います。

私は母子避難を開始するとき、避難したくても出来ない人の声を聞きながら、それでも、最も直截的に被ばくから身を護るために「避難する」という決断をしました。

裁判長は、避難したくても出来ない人の声を聞いたことがありますか？

息子が通う幼稚園の先生は、「親が避難しなければ子どもは避難出来ないから。私はここにおいて守らなければならない子どもたちを守るから、あなただけは、たとえ母子避難でどれだけ大変でも、大阪で子どもたちを守ってね」と背中を押してもらいました。

また、同じ時期に第1子を出産した郡山のお母さんは、事故から数年間は、毎年夏休みが来ると、子どもを連れて大阪に1週間ほど「保養」の情報を得て、福島の外に自分の子連れ出しておられました。そのときに、「除染なんて、ただただ、高压洗浄器で家の壁に向けて、水しぶきを浴びながら自分たちが被ばくしながら除染しているのだ！こんな東電の社長がやればいいんだ！」と泣きながら怒っていました。

そして、こんな事も言っていました。「1年に1度だけ、夏休みの1週間や10日ほど子どもを福島県外に出したからといって、それで子どもを守れているなんて思ってない。私だって、本も読めばインターネットで調べたりもできる。そうすれば、チェルノブイリ原発事故で、郡山くらいの汚染があれば、もっと長期に、もっと頻繁に子どもたちを避難させたほうが良いことくらい分かっている。だけど、年に1度保養に出すのが私にできる精一杯だから…」と肩を落として泣いていた姿を私は一度も忘れたことはありません。

その翌年からは、次々と郡山の市中にも、除染作業で出た放射能汚染物を袋詰にした、いわゆるフレコンバッグが、青や緑のビニールシートに覆われたりして各家庭の庭先や街のあちこちに増えていきました。街中の公園にはモニタリングポストが立っています。

よく「放射線量が下がった、下がった」と言われますが、

下がったのは、事故直後の高線量と比べて下がっただけであり、

70倍を超える空間線量ではなくなったというだけのことです。

原発事故以前の通常の放射線量まで下がったことは、この9年間で一度もありません。

むしろ、降り注いだ放射性物質は地表に降り注ぎ、染み込み、土壌は汚染されたままです。

郡山市内の土壌は、放射線管理区域の基準の10倍以上の土壌汚染を計測しています。

地表に一番近いのは、大人ではなく身長の高い子どもたちです。そして被ばくに対して脆弱なもの、これから生きていく時間が長いのも子どもたちなのです。

原発は国策なのに、被ばくから身を守る制度は9年経っても何もありません。

他方、避難できたからといっても、
国を挙げての支援や保護の制度が何一つない中で、
原発避難者となった私たちは、差別、偏見、避難者いじめにさられます。
避難した人ととどまる人の分断ばかりが煽られ、コミュニティは崩壊し、個人の尊厳もアイデンティティも奪われるという事態が起きるのが原発事故のもたらす被害です。

避難者いじめや誹謗中傷を避けるため、避難していることを隠す「隠れ避難民」となってしまう人がいることは、私たち原発避難者の間ではよく知られていますが、隠れることにより、より被害の実態が把握されなくなります。避難者の姿は見えなくさせられ、正確な避難者数も把握されていません。この大阪では、2017年に、大阪府の避難者数を88名と復興庁が公表していた数字が、避難者たちの直訴で、およそ10倍の800名近くまで上方修正されました。ずさんな人数把握は、そのまま、原発事故被害に対して正当な賠償も保護も、そして必要な施策も実施されないということです。

また、帰還した人々の声も世間で喧伝されている事情とは異なります。私が知っている避難者で、帰還をした人で、もう安全だと思うから避難元に戻ると決めた人は一人もいません。

「経済的にこれ以上2箇所を別れて暮らすことは無理だ」

「思春期の子どもたちにこれ以上父親と離れ離れで精神的苦痛や負担を与えるのは限界だ」

というように、汚染の事実があり、合理的根拠があつて避難の必要性も相当性もあるなか避難していても、何の保護も賠償も与えられず、むしろ不条理な線引きのために、逆に、より一層の精神的・経済的苦痛を受け続けるのです。

さらに、帰還した多くの人が避難の長短を問わず、避難していた事実を隠して帰還するそうです。子どもたちには「親の転勤で」とか「介護の都合で」などと本当の理由を隠し、決して「避難していた」とは親が子に言わせないように口止めするのです。

軋轢や避難者いじめから身を守るためとはいえ、避難していた子どもたちにとっては自分の人生の一部を黒塗りするようなもので、「隠れ避難」と同様にアイデンティティの喪失につながります。

そして、皆、被ばくのリスクが高まることを承知で、多くの人が「交通事故にあうより癌になるリスクのほうが低いから」と自分自身に言い聞かせるように言いながら帰還していきます。この言葉は、およそ比較するに値しないものを比べて、ただパーセンテージの低さだけにすがって無理やり自分を納得させているようでもあり、むしろ、被ばくによる健康被害のリスクを明確に承知の上で、帰還するより他に選択ができない苦境を如実に表している言葉なのではないでしょうか。

まさに、原発事故被害者は「避難しても地獄、とどまっても地獄」のような9年間であり、放射能汚染という客観的事実がある限り、被害は今も間断なく続いているのです。

責任を追求される側が勝手に引いた線引によって、差別・偏見・分断が助長されることもまた、原発事故が引き起こす被害だと言えます。

私は、目には見えない放射能被害がますます見えなくさせられ、なかったことにされることは間違っていると思います。

これから先、将来のある子どもたちに、健康被害のリスクを少しでも低減させたいと思うことは親として当然の願いであり、子どもの健やかな成長を願わない親は一人としていないと思うのです。そこには、一点の曇りもなく、放射線被ばくの恐怖を感じる事があってはならず、放射線被ばくによって健康被害のリスクを高める事があってはなりません。将来の発病を危惧しながらの生活を強られる事があってはならないと思うのです。

無用な被ばくから免れ健康を享受する権利は基本的人権です。

9年間、間断なく、無用な被ばくから免れ健康を享受する権利が侵害され続けていると私は思います。

今、2人の子どもたちは父親と別れるとき、泣きません。

なぜ避難しているか、もう十分に理解しているからです。

中学生になった息子は野球部に、小学校高学年になった娘はサッカー部に所属しています。

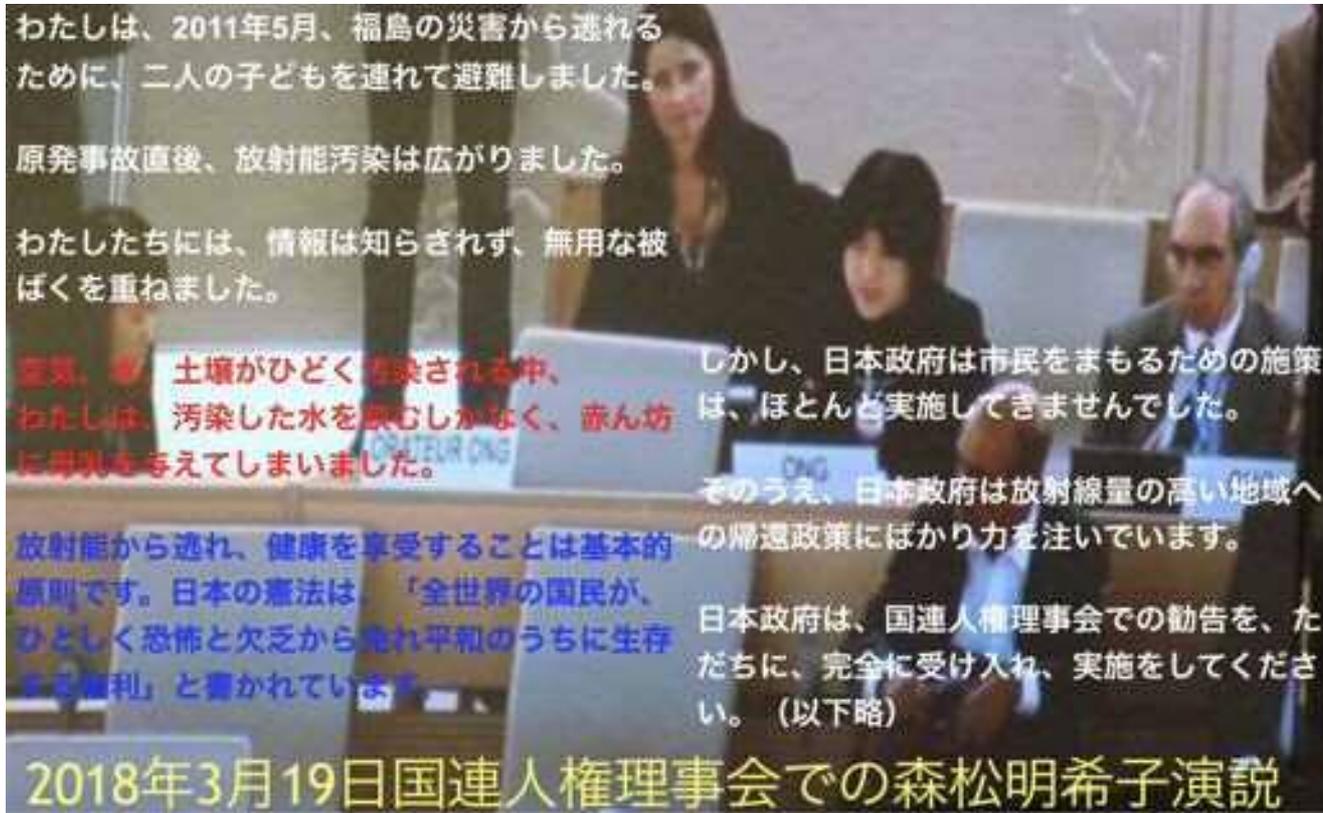
私は避難先の大阪で、2人が選ぶクラブ活動について、何の心配もなく2人の選択を尊重し、子どもたちを応援することができます。福島に帰っていたら、おそらく、クラブ活動に至るまで、生活の細部に渡り、子どもたちを被ばくから遠ざけるため、あれこれ注意を払って、子どもたちの意思を尊重することも出来なかったと思います。

この裁判を通して、私はこの国の司法が人々に無用な被ばくを強いる立場に立つのか、それとも、その反対の立場に立つのか、最後まで見届けたいと思います。

裁判長、そして裁判官の皆さん、人の命や健康よりも大切にされなければならないものはあるのでしょうか？

私は、放射線被ばくから免れ、自らの命と健康を守る行為が原則であると考えます。

以上



**国連人権理事会定期的普遍的審査（UPR）第3回日本政府報告審査
作業部会が国連人権理事会に提出した報告書（UN Doc. A/HRC/37/15）**

161.214. 福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。

（オーストリア）

161.215. 男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。（ポルトガル）

161.216. 特に許容放射線量を年間 1 ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。（ドイツ）

161.217. 福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。（メキシコ）

日弁連HPのUPR（国連人権理事会の普遍的定期的審査）より

2020年8月27日第45回全国公害被害者総行動デーで小泉環境大臣に公害被害を訴える↓



文芸社がお薦めする話題本！！

災害からの命の守り方
 —私が避難できたわけ—



福島で原子力災害を目の当たりにしたごく普通の私が、一人の人間として伝えたいこと。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

この10年間、国内外でも大きな災害・事故・事件が起っています。しかし、原子力災害は人類の歴史上、とても大きな災害であり人災です。放射性物質を広範囲に撒き散らす「公害」の最たるものだと私は考えます。発災当時住んでいた「福島」という地で、原子力災害を目の当たりに体験した私が「今できること」は何だろうか、10年に及び避難生活の中、ずっと考え続けてきました。

Writer Profile

1973年兵庫県伊丹市生まれ。2011年3月11日、福島県郡山市在住中に東日本大震災および東京電力福島原子力惨禍に被災。0歳と3歳の2児を連れて同年5月に大阪府へ国内避難（母子避難）。原発賠償関西訴訟原告団代表・原発被害者訴訟原告団全国連絡会共同代表を務める。また、東日本大震災避難者の会「Thanks & Dream (サンドリ)」を主宰、国内外で講演を続け、原発事故被害者の人権について訴え続けている。「放射線被ばくから免れ健康を享受する権利」は人の命と健康に関わる普遍的で全ての人に等しく与えられるべき基本的人権だと主張し、当該裁判を人権救済裁判、「個人の尊厳」の回復を目的とする憲法訴訟と位置付け、原子力災害のあらゆる被害に対して恒久的救済を求める。3.11以降、社会がどう変わることができるのかを広く一般の人々に問う活動に奔走している。2018年3月19日、スイス・ジュネーブの国連人権理事会にてスピーチ、帰国後、同年7月11日には、参議院東日本大震災復興特別委員会に参考人として招聘され、被災当事者として陳述を行う。2019年、「黒田裕子賞」受賞。著書：『母子避難、心の軌跡』（かもがわ出版・2013年）共著：『Red k imono — A speech, letters and memoirs by evacuees from Fukushima — 福島原子力発電所事故からの避難者たちによるスピーチ、手紙、そして避難手記』（Thanks & Dream・2016年）『3.11避難者の声～当事者自身がアーカイブ～』（Thanks & Dream・2017年）

タイトル	さいがいからのいのちのまもりかたわたしがひんんできたわけ 災害からの命の守り方 —私が避難できたわけ—			
著者名	もりまつ あきこ 森松 明希子			
ISBN	978-4-286-21793-2	判型	四六並	ご注文冊数
発売日	21/01/01	ページ数	476p	冊
本体価格	¥1,700	サイズ	188×128×32 (mm)	

※ご注文は本チラシをお近くの書店にお持ちいただくか、またはブックサービス（フリーダイヤル 0120-29-9625）への電話注文、ネット書店にお申込み下さい。

文芸社
 BUNGEISHA
 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-10-1
 TEL: 03-5369-1561 FAX: 03-5369-3066

書店様番線印

ご担当者名: _____

原発賠償 関西訴訟を 応援してください！



原発賠償関西訴訟
 ぶつうの暮らし 避難の権利
 つかもう安心の未来

第29回 口頭弁論期日

原発賠償関西原告団

2021年5月13日(木) 14:00 開廷 13:00 本館または別館前集合
 ※当日ご案内します。

大阪地方裁判所 大阪市北区西天満 2-1-10 (下記地図) ※コロナ感染の状況次第で、裁判や報告集会が開催されない場合もあります。

- ★傍聴抽選券締切 (13:15 ~ 13:30 と流動的、当日決定)
- ★報告集会：未定

人の命や健康よりも大切に 守らなければならないものはあるのでしょうか

2011年3月11日に起きた東日本大震災、およびその直後に発災した福島原子力惨禍から、丸10年が経過しました。世界中がコロナ禍の今、2020年は、3.11からの10年をまるでトレースしているかのように感じていました。目に見えない命に関わる脅威と対峙するとき、何を最も大切にしなければならないのかがより鮮明に私たちには突きつけられているように感じます。

「人の命や健康よりも大切に守らなければならないものはあるのでしょうか」、という問いかけは、自分自身も含めて全ての人と共有したい問いかけであると思っています。「生きてこそ」、そして「個人の尊厳」が守られることの重要性和「平和のうちに生存する権利」を手放したくないという強い思いをもって、これからも一歩ずつ歩んで参りたいと思います。

「放射線被ばくから免れ健康を享受する権利」を基本的人権として確立し、「無用な被ばくを避ける権利」(「避難の権利」)を福島原子力惨禍からの教訓として確立できますよう、これからも行動出来ることは思い残すことなく行動して参りたいと存じます。

これからもどうぞ一緒に、私たちが手放してはいけない「権利」のために、ともに歩んで下さい。

原発賠償関西訴訟原告団代表・森松明希子



■お問合せ：原発賠償関西訴訟の応援団★KANSAIサポーターズ
 〒537-0047 大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビル 405号 ☎070-5658-9566

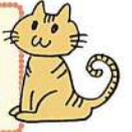
ブログ KANSAIサポーターズ 検索 <http://kansapo.jugem.jp/>

■原発賠償関西訴訟弁護団：〒530-0047 大阪市北区西天満 4-11-22 阪神神明ビル 9階 902号室
 梅田新道法律事務所 Tel.06-6316-8824 Fax.06-6316-8825 (担当弁護士：白倉典武)





原発賠償関西訴訟 なぜ？なに？Q&A



Q この裁判で肉面だけですか？

A. いいえ、日本中で10,000人以上が訴えています！
(2017年7月現在)

2013年3月、福島地裁への訴えを皮切りに、北海道から九州まで、日本中の避難者が東電と国を相手に提訴しています。近畿エリアでも、京都、兵庫、関西と3つの原告団が結成され、合計510名の原告が立ち上がりました。

Q 肉面訴訟って、何人の原告がいるの？

A. 2013年9月17日第一次提訴、12月18日第二次提訴、2014年3月7日第三次提訴、2016年3月3日第四次提訴と、計243人が原告になりました。

原告団の多くは家族です。おじいちゃん、おばあちゃん、パパ、ママ、子どもたち、赤ちゃんも原告です。原発事故被害は、世代、立場に関係なく、すべての人に及ぶのです。



Q なんで裁判するの？東電から賠償金も出たのでは？

A. 東電の補償と範囲は限られたものであり、不十分です。
対象となっていない人がたくさんいます。

東電は、補償の対象となる地域をせまく区切り、一部の人のみを補償の対象として、すべてを終わりにしようとしています。それ以外の区域の人の大半は切り捨てられました。福島県を中心に関東～東北の広大なエリアが汚染されましたが、今もそこに住む人にも、関西に避難した人の中にも、東電の補償の対象になっていない人がたくさんいます。また、東電が補償を認めた区域の人たちも、個々の事情はまったく考慮されず、謝罪もなく、一方的に東電が勝手に決めた金額を押しつけられたただけでした。その時の怒りゆえに、今回の訴訟に踏み切った人も多数います。

■お願い

「原発賠償関西原告団」並びに「KANSAIサポーターズ」では、活動のためのカンパを募っています。原発事故がもたらした避難生活の窮乏を、ひとりでも多くの方に知っていただくために、皆さんのご厚意を活用させていただきます。

■原発賠償関西原告団

ゆうちょ銀行 四一八支店 【預金種目】普通預金 【口座番号】7905624
【なまえ】ゲンバツバイショウカンサイゲンコクダン

■KANSAIサポーターズ

<ゆうちょ銀行から>
【記号】14380 【番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ
<ゆうちょ以外の金融機関から>
【店名】四三八(ヨンサンハチ) 【店番】438 【預金種目】普通預金
【口座番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ

Q この裁判の目的って？

A. この裁判の目的は3つあります。

① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及
現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、司法の力だけ！

② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に賠償を求めても、驚くほど不十分！区域外の人と同じように被害を受けているのに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟の目的のひとつです！

③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発事故は多くの人々の人生を翻弄しました。しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外からの避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。国のこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」

を取り戻すための、行政による施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！



Q なんで裁判にサポーターが必要なん？

A. 今回の裁判は法廷の中だけでは収まりません。
今後の日本を変えていくもの。
だからみんなに参加してほしいのです。

原発事故からの3年の間、被害にあった私たちと、その支援者たちは、本気で国と東電に訴えてきました。「子ども・被災者支援法」もでき、日本中で避難者の意見を聞く公聴会が開催されました。でも、避難者の声はほとんど無視され、本当に必要な支援策からは、ほど遠い状態です。原発事故の被害者にとって、訴訟だけが最後の手段なのです。

この裁判に勝訴したら、原告になった被災者だけでなく、日本国民全員に原発事故の補償がなされるようになるんです！
万が一の時にも、医療の補償がある日本になるんです。
その点を理解していただければ、
あなたもきっとこの裁判を応援したくなるはず♡

サポーターになってください！

避難生活をしながらの訴訟。どちらも初めてのことで、とまどうことがいっぱいです。そんな時、私たちの活動を応援してくれる人がいるだけで、心の支えになります！

登録は kansaisapo@gmail.com まで



建設アスベスト訴訟報告—最高裁で国の責任が確定

大阪アスベスト弁護団 弁護士 遠地 靖志

1 はじめに

2020年12月14日、最高裁第1小法廷は、首都圏建設アスベスト東京1訴訟において、国の上告受理申立（不服申立）を受理しない決定をした。これにより、一人親方等に対する国の責任を認めた東京1陣高裁判決が確定した。また、最高裁は同日、被告企業12社に対する原告らの上告受理申立を受理し、本年2月25日に最高裁で口頭弁論を開くことを決定した。東京1陣高裁判決は企業責任を全面的に否定したが、この判決が見直される可能性が高い。すでに、神奈川1陣訴訟の最高裁口頭弁論が開かれ（2020年10月22日）、京都1陣訴訟、大阪1陣訴訟の最高裁口頭弁論も今後開かれる予定である。これら4つの訴訟の口頭弁論がなされた後、最高裁判決が言い渡される見込みである。

2 建設アスベスト訴訟とは

建設アスベスト訴訟は、建設現場で石綿建材から発生・飛散した石綿粉じんにはばく露し、石綿肺、肺がん、中皮腫などの重篤な疾患に罹患した建築作業従事者とその遺族が、国と石綿建材を製造販売した建材メーカーに対し、賠償責任を求めた裁判である。

2008年5月に東京地裁に提訴した東京1陣訴訟をはじめ、現在、全国9地域で18の裁判が関わっている。全国の訴訟の状況は末尾の表のとおりであるが、これまでに14たび国の責任が認められた。また、企業責任も8地裁・高裁で認められた。

3 国の責任

(1) 国の責任に関する最大の争点は、一人親方等に対する責任が認められるかどうかであった。

建築業では、重層下請構造の下、労働力の調整弁として事業主扱いされた一人親方・中小事業主が建設業全体の約3割に上る。一人親方等も労働者と同じ作業で同じように石綿粉じんにはばく露し、同じように病気を発症し、苦しんできた。

しかし、国は、一人親方等は個人事業主だから労災補償の対象にはならないと線引きをし（一人親方等は、労災補償より著しく水準の低い石綿救済法での給付金を受けられるだけである）、訴訟でも、労働関係法上の保護対象とはならないと主張してきた。

2012年12月の東京1陣地裁判決以降、労働者については、防じんマスクの着用や警告表示・掲示の義務付けを怠った等の違法を認め、国の責任を認めてきた。しかし、一人親方については、労働関係法上の保護対象でないという形式的な理由で、その責任を否定する判決が相次いだ。一人親方の救済は政治的解決（被害者救済基金の創設）しかないのでは、というあきらめの空気が流れていた時期もあった。

大きく変わったのが、2018年3月の東京1陣高裁判決である。東京1陣高裁判決は、これまでの判決と違い、一人親方等も労働者と同じように働き、石綿粉じんに曝露しているという建築現場の実態を直視し、一人親方等を救済する極めて画期的な判断をした。その後言い渡された、大阪高裁（2018年8月・京都1陣、同年9月・大阪1陣）、福岡高裁（2019年11月・九州1陣）、静岡地裁（2020年1月）、東京高裁（同年9月・神奈川2陣）、東京地裁（同年9月・東京2陣）のすべての判決で一人親方等に対する国の責任が認められている。もはや、労働者のみならず、一人親方等に対する国の責任は免れない、というのが昨年9月時点の情勢であった。

(2) そのような情勢のなかで、最高裁に係属している5つの訴訟の先頭を切って、神奈川1陣訴訟の最高裁弁論が10月22日に開かれた。弁論に先立ち、最高裁は原告らの国に対する上告受理申立てを受理す

る決定しており、これにより、一人親方に対する国の責任を否定した神奈川1陣高裁判決が見直される公算が大きくなった。

そこへ、冒頭の東京1陣訴訟の決定である。最高裁が国の上告受理申立てを認めない決定をしたことにより、国との関係で、一人親方等に対する責任を認めた東京1陣高裁判決が確定した。

今回の最高裁決定で、1975年10月1日から2004年9月30日までの間、事業主に対し、吹付工を含む屋内作業者に対する防じんマスクの着用と警告表示・掲示の義務づけを怠った国の責任が確定した。救済の対象となるのは、一人親方等を含む屋内の建築作業現場で働いていた人である（新築工事のみならず、改修・解体現場で働いていた人を含む）。また、国の賠償責任額は基準慰謝料額の3分の1とされた。屋外作業者に対する国の責任は認められなかったが、ほぼ全面勝訴といって良い内容である。

4 建材メーカーの責任

(1) 建設アスベスト訴訟のもう一つの大きな争点が、建材メーカーの責任である。

建材メーカーは、アスベストが危険であることを知っていたにも関わらず、その危険性を警告するなどの措置をとらず、石綿建材を製造、販売し、利益を上げ続けていた。建築作業従事者が石綿関連疾患を発症した責任が建材メーカーにあることは明らかであった。

しかし、裁判では、建材メーカーの責任を否定する原告敗訴の判決が相次いだ。それは、建材メーカーが危険な石綿建材を製造・販売したこと（権利侵害行為）、危険性を知らせなかったこと（警告義務違反）は認められるものの、被災者単位で見ると、どの建材メーカーのどの建材からの石綿粉じんを吸い込んで病気になったのかが立証できていないからという理由であった。

しかし、被災者は、数十年にわたり、数百という現場で働いてきている。昨日吸った石綿粉じんが原因で今日発症したというのであれば、まだ原因建材の特定は可能であろう。しかし、石綿関連疾患の発症までには数十年という長期の潜伏期間があり、発症したあとにどの現場のどの石綿建材が原因であるかを特定するのは不可能である。しかも、多くの建築作業従事者は自分が扱っていた建材名すらも知らされていない。このような状況のもとで、全国の弁護士は石綿建材が使用されていた当時の市場調査や公共建物の設計図書などの膨大な資料を調査し、石綿建材の使用実態や建材の種類ごとのシェアを解析していった。そして、それらと確率論を駆使して、被災者ないしは職種ごとに病気発症の主な原因となった可能性の高い石綿建材・メーカーを特定し、立証の困難を克服していった。

弁護団の地道な取り組みが成果を結んだのが、2016年2月の京都1陣地裁判決である。同判決は、建材の種類ごとに概ね10%以上のシェアを有する建材メーカーが販売した建材であれば、その種類の建材を使用した被災者に到達した可能性が高いとして、その建材を製造販売した建材メーカーの責任を認めた。その後、全国の裁判で建材メーカーの責任を認める判決が相次いだ。

(2) 一方、東京1陣高裁判決は建材メーカーの責任を否定していた。しかし、今回、最高裁が建材メーカーに対する上告受理申立てを受理したことによって、大工、電気工など20の職種につき、ニチアス、エーアンドエーマテリアル、太平洋セメント、ノザワなどの石綿建材のトップメーカー12社の責任が見直される可能性が高くなった。

また、建材メーカーの責任に関しては、民法719条の「共同不法行為」の解釈も大きな争点となっている。原告らは、日本を代表する民法学者らの150頁に及ぶ意見書を提出し、じん肺、薬害、大気汚染公害などで適用されてきた共同不法行為論をさらに発展させ、建設アスベスト被害にふさわしい共同不法行為論の解釈適用を求めている。最高裁がこの点をどう判断するかが注目される。

5 さいごに

2008年5月の首都圏建設アスベスト訴訟の提訴から13年。やっと、最高裁判決が見えてきた。すでに、一人親方に対する責任を含む国の責任は確定した。また、これまでの判決の流れや最高裁決定から

すれば、最高裁で建材メーカーの責任も認められるであろう。最高裁決定は、全国の建設アスベスト被害者の救済を大きく前進させるものである。

しかし、1陣訴訟はもとより、2陣・3陣訴訟は、まだ裁判が続いている（最高裁に係属している各1陣訴訟も、企業責任については高裁に差戻しとなる可能性がある。）。裁判が長引けば長引くほど、被害救済が遅れることになる。一刻も早い被害救済を実現するために、和解による解決も模索していくことになろう。また、未提訴の被害者や、時期や職種で線引きされ、救済されない被害者もいる。すべての建設アスベスト被害者の救済のために、泉南型国賠のような司法救済制度、建設アスベスト被害者補償基金の創設が本格的な課題となってくるであろう。

被害救済のとりくみはまだまだ続く。すべてのアスベスト被害者救済のために、今後も引き続きご支援をお願いします。

以上

全国の建設アスベスト訴訟の状況(2020年9月現在)

訴訟	提訴	一審			控訴審			上告審	
		裁判所 判決日	対 国	対 企業	裁判所 判決日	対 国	対 企業	最高裁 小法廷	
東京	1陣	2008. 5. 16	東京地裁 2012. 12. 5	○	×	東京高裁 10民 2018. 3. 14	◎	×	第一小
	2陣	2014. 5. 15	東京地裁 2020. 9. 4	○	○				
	3陣	2020. 3. 24	東京地裁						
神奈川	1陣	2008. 6. 30	横浜地裁 2012. 5. 25	×	×	東京高裁 5民 2017. 10. 27	○	○	第一小
	2陣	2014. 5. 15	横浜地裁 2017. 10. 23	○	○	東京高裁 20民 2020. 8. 28判決	◎	○	
	3陣	2020. 3. 24	横浜地裁						
埼玉		2020. 3. 24	さいたま地裁						
静岡		2010. 11. 12	静岡地裁 2020. 1. 23	◎	/				
京都	1陣	2011. 6. 3	京都地裁 2016. 1. 29	○	○	大阪高裁 4民 2018. 8. 31	◎	○	第一小
	2陣	2017. 1. 24	京都地裁						
大阪	1陣	2011. 7. 13	大阪地裁 2016. 1. 22	○	×	大阪高裁 3民 2018. 9. 20	◎	○	第一小
	2陣	2016. 9. 27	大阪地裁						
九州	1陣	2011. 10. 5	福岡地裁 2014. 11. 7	○	×	福岡高裁 2019. 11. 11	◎	○	第二小
	2陣	2018. 2. 26	福岡地裁						
北海道	1陣	2011. 4. 25	札幌地裁 2017. 2. 14	○	×	札幌高裁			
	2陣	2015. 6. 12	札幌地裁						
	3陣	2020. 3. 24	札幌地裁						
東北	1陣	2020. 8. 26	仙台地裁						

※ ○は勝訴 (◎は一人親方に対する国の責任も認める)、×は敗訴

※ 静岡地裁 (2020. 1. 23) は、国のみを提訴したため、企業責任は判断せず。

公害の原点・水俣病被害者の救済を！ 県外居住者を含めて！

～ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟、原告本人尋問の年へ～

弁護団長 弁護士 徳井 義幸

1. はじめに

熊本、大阪、東京の各地裁に未救済の水俣病被害者が、国、熊本県、チッソを被告として損害賠償請求訴訟を起こしている。3地裁の原告総数は1700名を超えており、大阪地裁の原告は133名に達している。水俣病が公式確認されて既に60年以上の歳月が経過し、国が水俣病をチッソの工場排水に起因する公害病と認めてからでも50年以上の歳月が経過している。しかも平成16年には最高裁判所が水俣病関西訴訟において、チッソの責任はもちろん水俣病の発生と拡大を放置した国と県の責任を認めているにもかかわらずである。

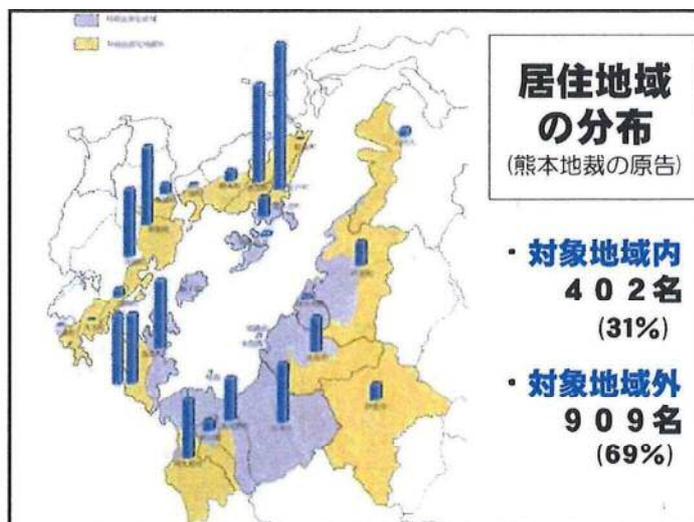
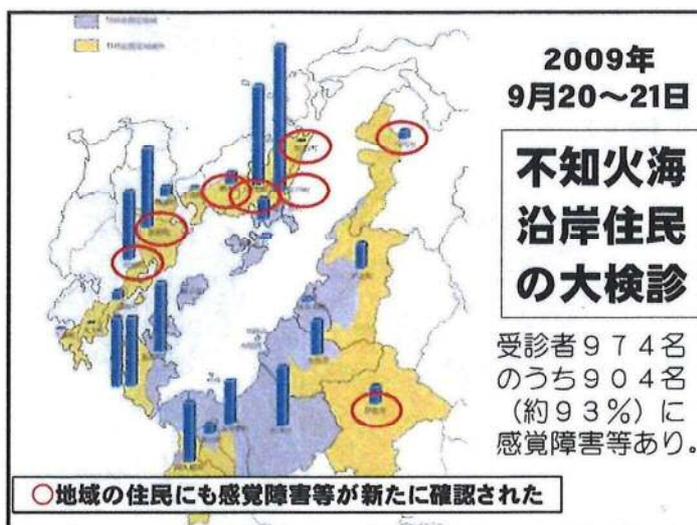
近畿や東京訴訟の原告らは、水俣病関西訴訟の原告らと同様に、昭和30年代から40年代にかけて、水俣病の発生による漁業の崩壊や高度経済成長に伴う集団就職のため地元から近畿や関東に移住して来た人達である。

2. 未救済の水俣病被害者の不知火海 一円への広がり

チッソはメチル水銀をふくむ工場排水を1932(昭和7年)～1968(昭和43)年に渡り36年間もの間、水俣湾に排出し、その後排水口を変更するなどして水俣湾のみならず不知火海全体をメチル水銀で汚染させた。

当時の不知火海沿岸に居住していた住民は少なくとも20万人を超えており、タンパク源として汚染された魚介類を多食して水俣病に罹患した可能性のある潜在的患者はそれ程の多数にのぼる。図面は2009年9月に実施された不知火海沿岸住民の集団検診の結果を示しているが、水俣の対岸である天草諸島にも多くの未救済の患者がいることがわかる。また2次訴訟の原告の分布の状況も不知火海一円に及んでいることがわかる。

ところが、行政は食品衛生法に基づく患者の調査や汚染の調査をなさないままに、これを放置してきた。そのために未だに正確な汚染の実



態や被害の広がりや全貌を把握することがないまま今日に至っている。それが多数の水俣病被害者の未救済を生み出した根本原因である。そして、一方でこれまで被害者の救済を求める声が大きくなるとその場を繕うだけの救済策がとられ、他方では多くの潜在的被害者が切り捨てられてきたのである。

本来被害者救済のシステムとして期待されていた公害健康被害補償法に基づく認定制度は、医学的な根拠もないのに複数の症状の組み合わせを要求(52年判断条件)して患者を切り捨て、これまでに僅か3000名程の被害者しか救済していない。認定基準が厳格すぎ被害者が切り捨てられていることについては、裁判所の判決で何回も批判されている。しかし国・県は行政と司法は別との驚くべき暴論で認定制度の改善を拒否して来た。

その後、国と熊本県を被告とした三次訴訟と呼ばれた闘いの平成8年の政治解決により、12,000人を超える救済が実現したが、これは国や熊本県の法的責任を明確にせず、また救済対象者を水俣病被害者とは明確にしないなど不十分な側面を残していた。

3. 水俣病関西訴訟最高裁判決と特措法

その後水俣病問題をめぐって新たな局面をもたらしたのは、水俣病関西訴訟において平成16年に国と熊本県の責任を認める最高裁判決が確定したことである。この判決を契機にして8000名を超える未救済の潜在被害者多数が救済を求めて、公健法による認定申請をなし、また平成17年10月以降、ノーモア・ミナマタ第一次国賠訴訟が、熊本、大阪、東京の各地裁で提起されるに至りました。この結果、平成22年には原告団約3000名が救済された他、新たに水俣病被害者救済特措法が制定され、3万人を超える被害者が救済された。

しかし、環境省は救済申請受付を被害者団体の反対を無視して平成24年7月に打ち切ったうえに、更には水俣の対岸である天草等での汚染を対象地域外として否定し、また昭和44年以降は汚染は解消されたとしてその後の被害者発生を否定するという、二重の線引きによる被害者切り捨てを強行するに至った。このため再びノーモア・ミナマタと被害者救済を求めて、提訴を余儀なくされることとなった。これが現在のノーモア・ミナマタ第二次国賠訴訟である。

4. この間の近畿訴訟の展開

ノーモア・ミナマタ第二次訴訟は、熊本で平成25年6月、東京で平成26年8月、大阪で平成26年9月に提訴された。近畿でも提訴から既に4年以上が経過し、昨年後半からは判決に向けての病像や疫学をめぐる総論の証人調べが開始された。

被告である国・県らの訴訟にのぞむスタンスは、既に水俣病問題は解決した、被害者はいないとの対応であり、そのため各原告の症状は水俣病ではない、他の病気ではないか、医師の診断書自身が信用できない等とする全く不当なものであり、関西訴訟で認められた責任を全く放棄する姿勢に終止している。しかもこの間の特徴は、特措法により救済を受けた人たちも必ずしも水俣病患者とはいえないという特措法の趣旨に違反する主張を平然と主張するまでに至っている。

これは、特措法で救済を受けた人々の中には、天草諸島の地域外あるいは年代外とされる人々が実際には多数含まれていることから、これらの人たちを被害者と認めると、地域外、年代外の線引きと明らかに矛盾するためである。

これは、被告らの主張の破綻と弱点をはっきりと示すものと言える。

そして近畿訴訟ではこれまでの間に、医学証人、疫学証人などの総論の証人調べが進んできたが、水俣病の患者を診察したこともまともになく水俣病を知らない医師証人が国・県の証人として証言しており、国・県の主張の誤りと不当性がますます法廷で明らかになってきている。

5. 今年の課題・原告本人尋問の年、被害を訴える年に

昨年よりの新型コロナ感染の広がりに伴う様々な困難を乗り越えて、今年は5月の連休明けよりいよいよ大法廷での原告本人尋問が開始される。裁判所も原告側の要請に応じて、令和4年の5月までに33名の原告本人尋問を予定するに至った。国・県らは水俣病問題は終わった、被害者はいないと誤った姿勢を改めようとしなが、水俣病被害者の救済のためには、何よりも多数の被害者が未救済のまま放置されているという事実、そして被害の実態を広く知ってもらうことが出発点である。今年はいよいよその被害者の訴えを裁判所と世論に広げて、結審・判決に大きく前進する1年となる。

改めてノーモア・ミナマタ第二次国賠等請求訴訟への支援をよろしく願いして、報告とします。

水俣病特措法の結果

【一時金等対象者の数】 (H26.8.29時点)

全体 (熊本県・鹿児島県)	30,433名
全体 (熊本県のみ)	19,306名
対象地域外 (熊本県のみ)	3,076名
対象地域外 (天草市・上天草市)	502名

**感覚障害が不知火海沿岸地域に広汎に多発している
事実が新たに確認されたといえる。**

大阪府保険医協会は大阪府と大阪市に対して下記の緊急要望書を送付しました。

大阪府の地域医療を守るための緊急要望

- 医療機関を区別するのではなく、医療機関で働く全ての人に補償を。
- COVID-19 感染以外の救急医療、日常診療体制の確保を。
- PCR 検査センターの拡充、陽性者受入れ体制の見直しを。

2020年12月11日 大阪府保険医協会

大阪府の感染者拡大に伴い、重症患者を受入れる病床が逼迫している。こうなる危険性は所謂“第一波”が収束に向かうときに、専門家なども指摘し、秋以降の体制整備強化を訴えていた。しかし、大阪府・大阪市は大阪市廃止の是非を問う住民投票を最優先させ（例えば8月の臨時府議会・市議会）、コロナ対策に関わる人材確保や対策も今のこの段階に至って慌てて対応している状態である（大阪市は5月以降半年も対策会議を開かなかつた）。しかも、松井大阪市長に関しては住民投票で大阪市存続が決まったにもかかわらず、次の議会で24区を8区にする総合区案の成立に力をいれ、今やるべきコロナ対策で政令指定都市・大阪市としての具体的な方針を責任をもって提案する姿勢が見られない。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染対策のためには、重症患者対応の病床を増やすだけでは全く解決にならないことは、介護施設など高齢者施設へのクラスターの多発などの経過をみれば明確である。今求められることは、感染者の早期発見や、そのためのPCR検査センター拡充、陽性者や発熱患者等の受入れ体制の強化を日常診療が滞ることなく進めるために医療や公衆衛生に従事する専門家の英知を結集し、早急に行動に移すべきときである。年末・年始は通常でも地域医療の現場で人手が足らなくなる時期であり、府民に不要不急の外出を控えるよう要請するだけでは医療崩壊は食い止められない。人員と受入れ先をどう確保するのか緊急に対策を講じるべきである。

大阪府保険医協会は6月、8月と2回にわたり住民投票よりコロナ対策を」と強く訴えた。今度こそ、コロナ対策を最優先に党派を超えて知恵を出し合うべきである。住民投票実施に際しては、臨時に両議会を開催している。ならば、2月議会を待たず緊急にコロナ対策のための議会を開催し、医療従事者確保、受入れ先確保のための緊急予算を議論し、早急な対策をうつべきである。大阪府保険医協会は、この間の医療機関へのアンケート調査や医療現場から寄せられた声で浮き彫りになった問題点とその解決のために以下のことを要望する。

1. 全ての医療機関が地域医療に従事しているなか、COVID-19感染拡大下における医療提供体制を維持するために、全ての医療従事者を対象に支援すること

大阪府はコロナ患者受入れ病院に患者一人当たり20万円の協力金を出すと発表した。また松井大阪市長も十三市民病院の医療従事者に経済的支援をすると発表している。しかし、COVID-19感染者の受入れ病院、「診療・検査医療機関」などの感染症指定医療機関以外でも、COVID-19感染者または疑い患者に接し、検査の受入れや患者の診断と治療に関わっている。医療機関で働く全ての人々が感染への不安を抱いて患者に接している。大阪府・大阪市は、こうした状況を把握し、大阪府民の命と健康を守る全ての医療従事者を対象に支援すること。

2. 発熱外来、COVID-19 関連検査を受入れる全ての医療機関と従事者に対して、万が一の時の休業補償と陽性者の待機場所も含めた感染者の受入れ体制の整備を

大阪府では厚労省の方針のもと、「診療・検査医療機関」の整備を進め、現在1164医療

機関が受け入れの意向を示しているとしている。今回の「診療・検査医療機関」整備の方針では、陽性者が出た場合も開業医がまず対応することになっている。大阪府保険医協会は大阪府の現状や受け入れを表明した医療機関が抱える疑問や不安、また受け入れをしなかった医療機関の動向などを把握するために 11 月下旬に緊急アンケートを実施した。その中で以下の実態が浮き彫りになった。

- 1) 診療・検査医療機関の 9 割以上が院内感染、風評被害に不安を感じ、万が一の休業の際の補償（スタッフの雇用も含めて）がない現状に不安を抱いている。
- 2) 陽性者が出た場合、受入れ先がすぐに決まらない、決まるまでの待機場所がない等、1 医療機関だけでは管理できない実態が寄せられている。
- 3) 診療・検査医療機関にならなくても、地域に発熱外来や検査センターがあれば「協力する」とした医療機関は全体で 4 割近く、大阪市に限っては 5 割以上ある。今回の「診療・検査医療機関」以外でも行政検査の委託を受けている医療機関も少なくない。

こうした実態をうけて、G To で得られる収入より高い補助金での宿泊施設確保、現在使用されていない公共施設の活用など、陽性者の受入れ体制を整備するとともに、感染者発生に伴う医療機関の休業補償と医療従事者の経済的支援を緊急に検討すること。

3. COVID-19 感染以外の救急救命、日常診療体制の維持のための方策を

大阪府は、COVID 19 感染の治療に携わる病院への支援を打ち出している。しかし、COVID 19 感染患者以外の救急救命医療、がん患者など重症者の日々の診療も置き去りにすることはできない。こうした患者の治療を感染対策も含め支えていく“日常の診療体制”確保も喫緊の課題である。感染者の半数を抱える大阪市と大阪府は独自の財源を活用して、こうした診療体制維持・確保に早急に取り組むこと。

4. 先進自治体の経験を学び、大阪市の緊急対策を早急に講じること

増え続ける大阪府の新型コロナ陽性者のその半数以上は大阪市である。府内の感染拡大を抑えるためには大阪市の体制整備が急務であるにも関わらず、市内検査センターは未だ 4 か所に留まり、検査委託の集合契約も他市町村より大きく遅れをとっている。当会のアンケート結果を見ても、検査数拡大のためには協力医療機関を増やすよりも PCR 検査センターを増設の方が現実的である。現在の感染拡大を早期に抑えるためにも、大阪市内各区に PCR 検査センターを設置するべきである。また大阪府は取り組みが遅れている府内自治体に対して早期に対策を講じること。

5. 2 次医療圏ごとの介護現場も含めた実態把握を

大阪府の感染拡大を抑えるためには、陽性者をいち早く発見し、早期に対応することが求められる。十三市民病院や大学病院の実態が報道されているが、地域医療の現場は、どこも同じである。大阪府では 2 次医療圏毎に保健医療協議会や医療・病床懇話会を設定している。設定趣旨とは違うにせよ、COVID 19 感染対策の方針決定に活かすために、大阪府はこうした議論の場を有効に活用し、医療と介護現場の地域ごとの実態把握に努めること。

6. 高齢者施設対策の強化を

大阪府の資料でも高齢者施設での感染拡大は顕著であり、こうした施設に対しても感染対策強化に加えて施設利用者、スタッフの定期的に検査を実施すること。

7. 「G To トラベル」の停止を

多くの専門家や医師会など強く要望しているように、「G To トラベル」の停止を国に強く働きかけていただきたい。

大阪府の資料でも高齢者施設での感染拡大は顕著であり、こうした施設に対しても感染対策強化が、必要なのは、府民に自粛ばかり要請することではなく、大阪府の感染拡大を抑えるための施策を具体的に議論することである。現場の実態を把握し、課題を整理、そして方針を示す。こうしたことを進めるためにも、そしてこれまでの教訓を活かすためにも、国の方針の下に進められてきた緊急時に対応できない体制にした病床削減の方針や、保健所削減の施策の見直しなど、公衆衛生、保健行政の再建も同時に進めるべきである。

高速道路建設に新たな危険が！

シールド工法による大深度地下の掘削事故と大阪への影響

道路公害反対運動大阪連絡会議 高本東行

2020年10月18日「東京外かく環状道路（外環道）」のトンネル工事が直下で行われていた東京都調布市の住宅前の市道が突然陥没、その後11月3日と21日には周辺の



地中に空洞が発生し周辺住民を不安に陥れています。外環道は国交省と東日本・西日本高速道路の共同事業として進められており、調布市の現場では47m直下を直径16mのシールドマシン（掘削機）が9月14日に通過していました。

掘削機のルート上の周辺住民からは、陥没事故が起きる前から事故の前兆をうかがわせる苦情が相次いでおり、事故後の住民アンケートでは132軒の回答中、亀裂、タイルなど剥離等物的被害があったとの回答が58軒、振動・騒音などの体感的被害は100軒を超えていました。又、外環道東名JCVの工事では2018年5月からは地上部の「野川」にも致死酸欠ガスが噴出し、原因がシールド工法にあるとして、住民が工事の中止を求めています。

2020年12月、ネクスコ東日本の有識者委員会の中間報告では、陥没についてはシールド工事が要因の一つとし、ネクスコ東日本も工事との因果関係を認め謝罪し、家屋被害を補償する考えを示しています。



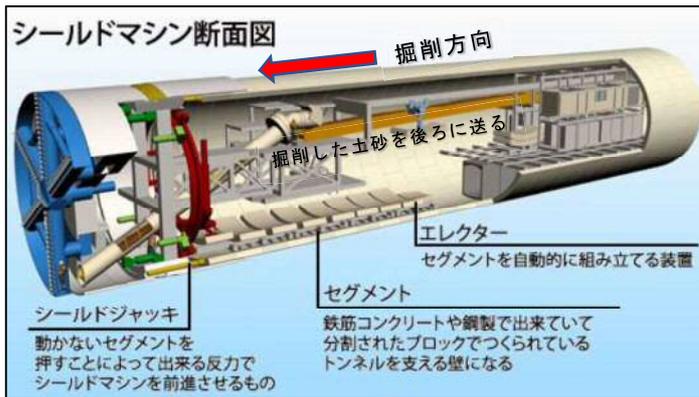
大深度地下法とシールドマシンを使ったシールド工法

今回の事故の原因となっているのは「大深度法」とシールド工法です。「大深度法（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法）」とは大都市圏（首都圏・近畿圏・中部圏）の地下の公共的利用を円滑（※好き勝手に）に行うために2001年に施行されました。

それまでは、たとえ公共事業であっても地価の高い大都市圏で地下鉄や道路等を建設しようとするれば、すべての地権者から地下使用の承諾を得るのに長大な時間を要し、保証金や賃貸料を支払う必要がありました。

しかし、国交省は「地下40mより深いところでの工事は地表に影響はない、補償すべき損失も発生しない」という理由で「大深度法」をつくり、地権者の有する地下40m以深の空間（大深度地下）には地上の地権者の権利が及ばないことにしました。そのため道路・鉄道・河川・電気・ガス・上下水道などの事業者にとっては、「用地交渉も補償も不要」という事業者にとって都合の良い法律になっているのです。

現在、この認可を受けているのは、この東京外かく環状道路とリニア新幹線、そして大阪の淀川左岸線延伸部計画です。



最近では大深度に限らず、地下鉄や上下水道、道路等、地下にトンネルを掘る工事にはシールドマシンを使った「シールド工法」が使われています。

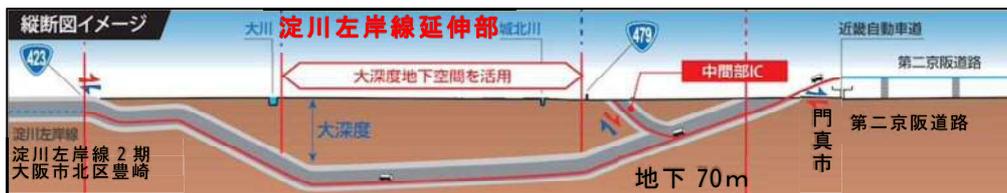
シールド工法には「土圧式」と「泥水式」の二つの工法に大別されますが、今回の「土圧式」工法はシールドマシンのカッターヘッドにより掘削した土砂をチャンバー室で練り混ぜてスクリーコンベアーで後方へ運び出し、土を削ったところにコンクリートの壁を組み立てていく工法です。

しかし、掘削と搬出には様々な危険性があります。地下空間はその深度や土質などにより砂礫、粘土質土、岩盤など多様な地質があり、土中には地下水や酸欠空気・有害ガスが混入し、掘削に使う添加剤の処理など、地上からの調査では完全に把握できない危険性も内包しています。(大深度法では事前調査が困難)

今回の陥没は通常は掘削した土砂の量と排土量が同じになるように制御していますが、掘削した土砂の量より排土量が多い場合には、地盤中の土砂が大量になくなり、陥没事故が発生したものとされています。他の地下工事でも同様の陥没事故(2016年の福岡市天神の地下鉄工事での道路陥没等)が多発しており、シールド工法は常に危険性をともなう工事であり、事故の徹底究明と共に「大深度法」の見直しが求められています。

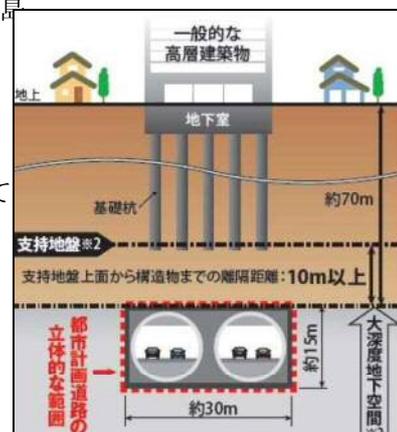
今回の陥没は通常は掘削した土砂の量と排土量が同じになるように制御していますが、掘削した土砂の量より排土量が多い場合には、地盤中の土砂が大量になくなり、陥没事故が発生したものとされています。他の地下工事でも同様の陥没事故(2016年の福岡市天神の地下鉄工事での道路陥没等)が多発しており、シールド工法は常に危険性をともなう工事であり、事故の徹底究明と共に「大深度法」の見直しが求められています。

大阪の高速道路建設にも重大な影響が！



大阪においても「淀川左岸線延伸部」と「新名神高速道路(枚方市区)」でシールド工法によるトンネル工事が進められています。2017年11月に都市計画決定された左岸線延伸部事業は左岸線2期の大阪市北区豊崎から門真市稗島までの8.7kmを結ぶ高速道路で、総路線の約7割が地下70mの大深度地下を含むトンネル部分となります。

又、高速道路と近接し、水害対策の「淀川水系寝屋川北部地下河川事業」の大深度地下トンネル工事も進められています。トンネル部分はシールド工法で掘削されますが国土交通省は「大深度法に基づいて進めており、地上の地権者の特定もしていない、家屋の使用制限や地価の低下などに対する補償は考えていない」と説明しています。沿線住民からは地下水脈や空洞の調査を徹底し、地震対策や家屋の



事前調査などを実行するよう求めてきましたが、今回の東京外かく環状道路の陥没事故を受けて延伸部事業の計画の見直しを進めていきます。

又、現在、事業が進んでいる「新名神高速道路」の枚方市区間においては、道路の大半が地下10m～20mのトンネル区間となっており、地上部の家屋の立ち退きはほぼ完了し、シールドマシン導入部では立坑の建設が始まっています。トンネル予定地の周辺では

振動や騒音被害とともに家屋や道路の陥没被害が憂慮されており対策が必要です。

新名神高速道路枚方市区間工事現場



淀川左岸線2期事業…総事業費が750億円増で1.6倍に！

土壌汚染対策費・地盤改良工法の変更等で増加

2020年11月、在阪のメディアは淀川左岸線2期事業において、土壌汚染が広範囲に確認されたことから、その整備費用などに約750億円が追加（当初の総事業費1162億円）されることになったと報じました。

この突然の報道を受け「中津リバーサイドコーポ環境を守る会」と「淀川河畔に公害道路はいらない福島区民連絡会」は11月27日、大阪市建設局左岸線2期建設事務所の担当者から土壌汚染の実態や予算増加の要因などの説明を受けました。又、11月30日には共産党の清水ただし衆院議員、辰巳孝太郎前参院議員・山中、長岡大阪市議とともに工事現場を視察し、国交省、大阪市、阪神高速から説明を受けました。

左岸線2期事業は一級河川の淀川左岸堤防沿い4.4キロ区間（福島区大開から北区豊崎）にトンネル式の高速道路を埋め込むという前例のない道路建設です。この事業に関しては河川管理施設構造令に反して、一級河川の堤防、特に軟弱な地盤の上にコンクリートの構造物を埋め込む危険な工事であり、土壌調査でも自然由来の汚染はヒ素・フッ素がすべての調査地点で基準値を超えるなど、広範囲な汚染が明らかとなっていました。

又、事業の完成予定が2026年度末となっているにも関わらず、大阪・関西万博の開幕日2025年4月13日までにシャトルバス専用レーンの開通をさせるとしています。

この度の総事業費の6割増というズサンな工事計画、早くから判明していた土壌汚染や



軟弱地盤対策等を放置し住民の安心・安全をないがしろにする事業に厳しい対策を求めます。

なお大阪市は総事業費増大のリスクを3月時点で把握し、国には6月に伝え、松井市長には7月に伝えたと説明しています。

なぜ松井市長はこの事実をすぐに公開せず、都構想の住民投票が終わってから公開したのか疑問が広がっています。

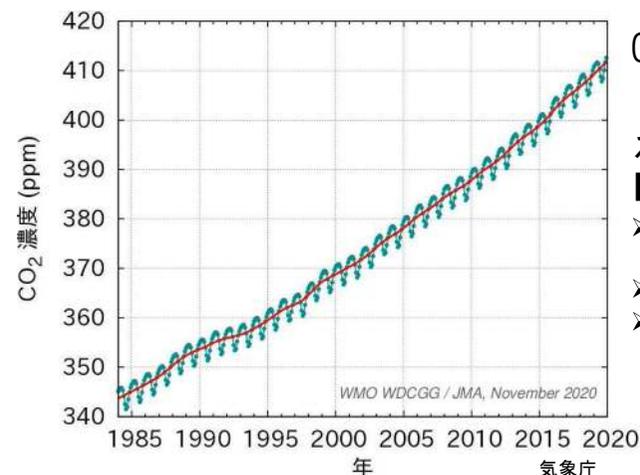
脱炭素社会に向けて

～2050年CO2排出実質ゼロの実現～

第49回公害環境デー
2021年1月30日（土）

NPO法人地球環境市民会議（CASA）
宮崎 学

二酸化炭素濃度の経年変化



CO2濃度が
400ppmを超える

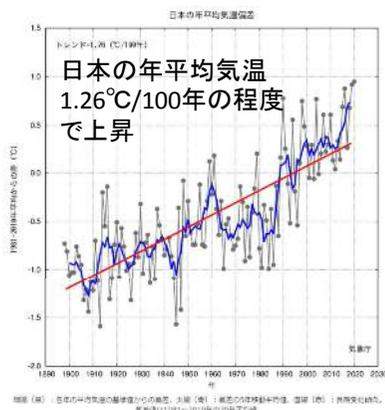
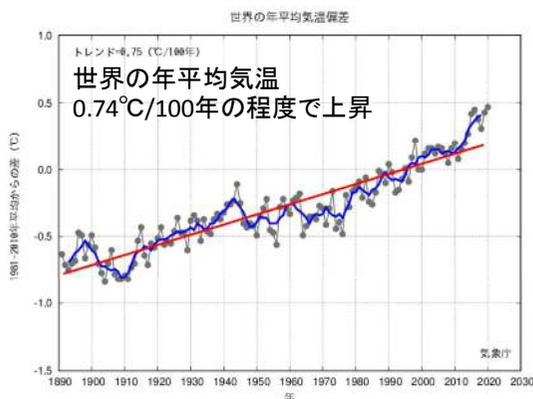
■増加要因

- 人間活動に伴う化石燃料の消費
- セメント生産
- 森林破壊などの土地利用の変化

57

気温の変化

■世界の平均気温は産業革命前から1.1°C上昇
2020年の世界の平均気温 2016年に並ぶ史上最高タイ 1.25°C上昇



地球温暖化問題

現在の地球は過去1400年で最も暖かくなっています。この地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象、すなわち地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなっています。

- ・ その影響は、自然生態系や人間社会にすでに現れています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられています。
- ・ これらの地球温暖化に伴う気候の変化がもたらす様々な自然・社会・経済的影響に対して、世界各国との協力体制を構築し、解決策を見いだしていかなければなりません。これが、地球温暖化問題です。

（気象庁）

地球温暖化の影響

- ・降水量、氷雪などの水文システムの変化
- ・陸域、淡水及び海洋の生物種
- ・作物への影響
- ・人間の健康への影響
- ・貧困と地球温暖化
- ・極端現象
- ・暴力的紛争

気候変動から「気候危機」へ

- 「気候危機」と言える状況（2020年環境白書）
 - 人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」と言える状況
 - 気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない、緊喫の課題
- 「気候変動」はもはや「気候危機」であり「気候非常事態」
 - （2019年9月23日気候行動サミットでグレタ・トゥンベリ事務総長発言）
- 「ティッピングポイント」が差し迫っている
 - 人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い
 - 地球の気候に不可逆的な変化を起こす「臨界点」（ティッピングポイント）が差し迫っている。1°C~2°Cの上昇でティッピングポイントを超える可能性がある。

「パリ協定」採択（2015年12月）

■地球温暖化対策の世界的な枠組み

- ・平均気温の上昇を2°C十分に下回るレベルに維持することを協定の目的とし、1.5°Cへの抑制を努力目標。
- ・2°C未満目標達成のため、21世紀後半には人為的な排出量と吸収量をバランスさせる（温室効果ガス排出の実質ゼロ＝脱炭素社会の構築）を目指す
- ・各国は、削減目標、長期の戦略、適応計画の策定などが求められる。（2020年からパリ協定本格運用開始）
- ・削減目標を5年ごとに提出・更新すること。更新の際には、削減目標をさらに前進させること。

2020年の異常気象

■令和2年7月豪雨

- 1~72時間の降水量が観測史上1位の値を更新 九州・岐阜県・長野県等
- 総降水量に対する線状降水帯による降水量の割合（寄与率）が高く70%を超

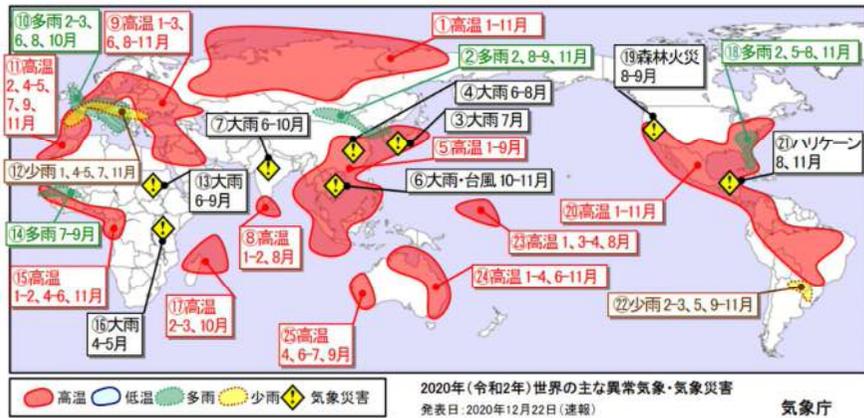
■猛暑

- 8月17日（月）浜松市で41.1°C、日本歴代最高記録に並ぶ気温を記録
- 8月の東日本の平均気温は平年を2.1°C上回り、1946年の統計開始以来の最高記録を更新。西日本の平均気温は、平年を1.7°C上回り、2010年と並ぶ
- 9月3日（木）新潟県三条市で40.0°Cを記録。9月で観測史上最高。
- 岡山県高梁市猛暑日連続23日（統計史上最長）

■暖冬

- 3月の平均気温は1898年統計開始以降最高を記録
- 12月~2月 気象台等153地点のうち、111地点で高温の記録を更新

2020年の世界の異常気象（～11月）



- ①高温 中央シベリア 1月の平均気温が平年差+14.2℃
 ②令和2年豪雨 死者84名
 ③令和2年豪雨 死者270人以上（6～10月）
 ④大雨（中国） 死者・行方不明者270名
 ⑤令和2年豪雨 死者84名
 ⑥大雨（東アジア） 死者270人以上（6～10月）
 ⑦大雨（東アジア） 死者270人以上（6～10月）
 ⑧カリフォルニアの森林火災 州最大の焼失面積
 ⑨カリフォルニアの森林火災 州最大の焼失面積

異常気象と温暖化

■異常気象に温暖化が影響を与えている

- 2020年、1～6月のシベリアの熱波
 - 1～6月の平均気温は1981～2010年の平均に比べて5度以上高かった。
 - 人為的な気温上昇がなければ8万年に1回未満の頻度でしか起こらない現象
 - 温暖化がなければ、ほぼ起こりえなかったという結果
- 令和2年7月豪雨（2020年）
 - 一連の大雨では、地球温暖化の進行に伴う長期的な大気中の水蒸気の増加により、降水量が増加した可能性があります。（気象庁2020年8月8日）
- 2019年台風19号
 - 雨の総量は、温暖化の影響により13.6%増加（気象庁気象研究所2020年12月25日）
- 2017年九州豪雨・2018年西日本豪雨
 - 温暖化の影響により、発生確率がそれぞれ工業化前より1.5倍、3.3倍に高まった（気象庁気象研究所等2020年10月20日）

59

2019年の自然災害による経済損失

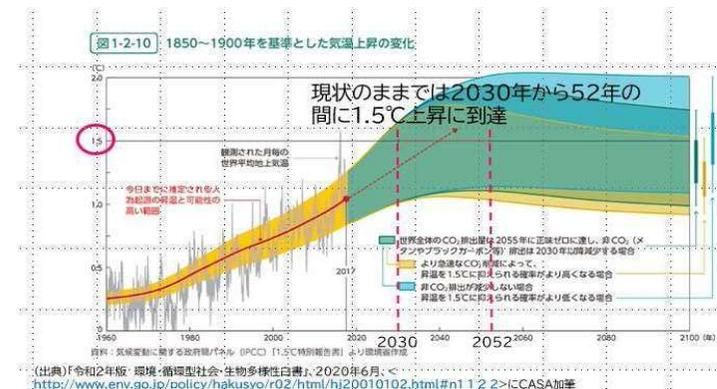
台風19号と台風15号が経済損失額で世界1位、3位、最も保険支払額が多かった

発生期間	災害名	発生国	死者数	経済損失 (米ドル)	保険支払額 (米ドル)
10月6-12日	台風19号	日本	99	150億	90億
6月-8月	モンスーン豪雨	中国	300	150億	7億
9月7-9日	台風15号	日本	3	100億	60億
5月-7月	ミシシッピ川洪水	米国	0	100億	40億
8月25日-9月7日	ハリケーン・ドリアン	バハマ、カリブ海諸国、米国、カナダ	83	100億	35億
3月12-31日	ミズーリ川洪水	米国	10	100億	25億
6月-10月	モンスーン豪雨	インド	1750	100億	2億
8月6-13日	台風9号	中国、フィリピン、日本	101	95億	8億
3月-4月	洪水	イラン	77	83億	2億
5月2-5日	サイクロン・フォニ	インド、パングラディシュ	81	81億	5億
		その他		1260億	440億
		全体		2320億	710億

出典：AON, 2020を基に高村作成

このまま温暖化が進むと

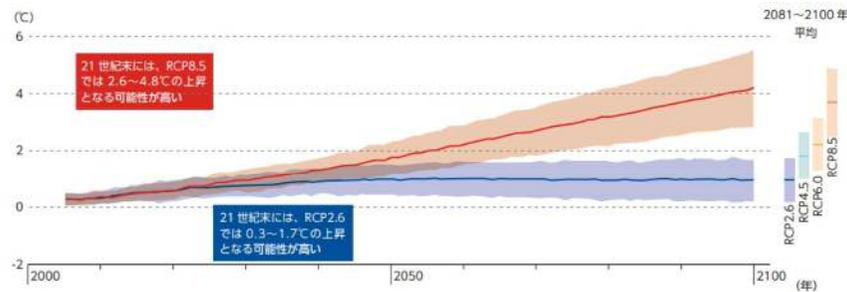
■今のペースで温室効果ガスを排出を続けると、早ければ2030年頃に1.5℃に到達（IPCC「1.5℃特別報告書」）



（出典）「令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」2020年6月、
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r02/html/h120010102.html#n1122>>にCASA加筆

このまま温暖化が進むと

- 今のペースで温室効果ガスを排出を続けると、21世紀末には2.6°C~4.8°C上昇
- 対策をしっかりとれば、0.3°C~1.7°C上昇に抑制



世界は、2°C目標から1.5°C目標達成へ

- 気候変動を1.5°Cに抑えるためには、2030年までにCO2排出量を約45%削減する必要がある
- 気候変動を1.5°Cに抑えるためには、CO2排出量は2050年ころまでにほぼ「実質ゼロ」にする必要がある。
- 2030年までの10年間の取り組みが決定的に重要

気温上昇1.5°Cと2.0°Cの差

	1.5°C	2°C	2°Cのインパクト
少なくとも5年に1回 深刻な熱波を被る 世界人口	14%	37%	2.6倍
北極に海水のない 夏	少なくとも100年に1回	少なくとも10年に1回	10倍
2100年までの海面 上昇	0.40メートル	0.46メートル	0.06メートル上昇
生態系が新しい生 物群系に転換する 陸域面積	7%	13%	1.86倍
熱帯域でのトウモロ コシの収穫量減少	3%	7%	2.3倍
珊瑚礁のさらなる減 少	70-90%	99%	>29%悪化
海洋漁業の減少	150万トン	300万トン	2倍

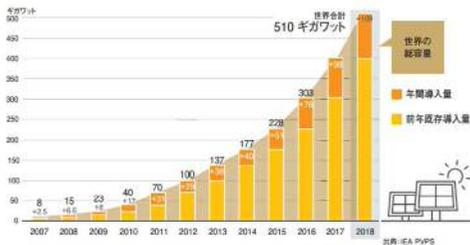
脱炭素社会に向けて (1)

- 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ
 - COP25 (2019年) 120か国が2050年実質排出ゼロを表明
 - 日本 国会、204自治体 (28都道府県、176市区町村) (2020年)
- 気候非常事態宣言
 - 国や都市、地方政府などの行政機関が、気候変動への危機について非常事態宣言を行うことによって、気候変動へ政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を優先的にとるもの。2016年12月テレビアン市 (豪) が世界初
 - 気候非常事態宣言を表明している地域 33か国の1,865の地域

は政府と46の自治体 日本
- 気候野心同盟 (Climate Ambition Alliance)
 - 2050年までにCO2排出実質ゼロ (=1.5°C目標) を達成することを約束
 - 都市454、地域23、企業1,392、組織569、投資家74、国121

脱炭素社会に向けて (2)

■再生可能エネルギーの導入



太陽光発電の累積導入量(自然エネルギー白書より)



■ RE100

- 企業の自然エネルギー100%を推進するイニシアティブ。
- 自然エネルギー100%の宣言を可視化するとともに、自然エネの普及・促進を求める。世界の大企業280社が参加。 **日本企業46社**

・ 電源構成 (2019年) **再エネ比率 世界 2.6% 日本 2.0%**

脱炭素社会に向けて (4)

■ガソリン・ディーゼル車の販売禁止

- イギリス **2030年**までにガソリン車とディーゼル車の新車販売禁止
- 中国 **2035年**までに**ガソリン車**の販売禁止
- インド **2030年**までにガソリン車とディーゼル車の新車販売禁止
- 日本 **2035年**までにガソリン車の販売禁止

■2030年までの温室効果ガス排出削減目標

- イギリス 温室効果ガス排出量**68%削減** (1990年比)
- EU 温室効果ガス排出量**55%削減** (1990年比)
- ロシア 温室効果ガス排出量**30%削減** (1990年比)
- デンマーク 温室効果ガス排出量**70%削減** (1990年比)
- アメリカ パリ協定への復帰
- 日本 温室効果ガス排出量 **2.6%削減** (2013年度比)

脱炭素社会に向けて (3)

■脱石炭火力 パリ協定の目標達成のためには2030年までに廃止

- イギリス **2025年**までに石炭火力発電を廃止
- フランス **2022年**までに石炭火力発電を廃止
- ドイツ **2038年**までに石炭火力を廃止予定
- カナダ **2030年**までに従来型火力発電を段階的に廃止

■ダイベストメント

- CO2削減に逆行する化石燃料、特に石炭関連事業に投資している金融資産を引き揚げる。
- 機関投資家が持ち株を売却。
- 銀行の新規融資の停止
- 2017年~2019年3月に石炭関連企業に融資している銀行の上位3位を日本の銀行が占める
- 日本の3メガ2040年石炭火力発電所向けの融資残高ゼロ目標

ダイベストメントにコミットした機関投資家と資産総額



国際機関投資家連合が石炭火力発電所の廃止を求め、機関投資家に対して(2020年10月14日)

脱炭素社会に向けて (5)

■グリーンリカバリー(持続可能な経済復興)

- 2020年のCO2排出量は前年比8%減の見通し。リーマンショック時の約6倍で過去最大。CO2濃度の増加のトレンドは変わらない
- 経済活動の再開で再び増加に転じる可能性大
- 感染症によってダメージを受けた経済と社会を環境に配慮した**脱炭素で、災害にも強いレジリエント(強靱)な社会・経済に、そして生態系と生物多様性を保全する方向に、グリーンに復興**していこうというもの
- 脱炭素社会の実現には大きな**社会システムの転換**が必要。その契機に
- 欧州グリーンニューディール(2019年12月)
2050年排出実質ゼロの長期ビジョンを法定化。2030年**5.5%削減**
- 航空部門のグリーンリカバリー
フランス 2時間未満で鉄道による代替手段がある地点間のフライト削減

脱炭素社会に向けて 若者の動き

■環境活動家グレタ・トゥーンベリさんの活動が世界に広がる

- 世界を相手に、温暖化問題について発信を続けている
- グレタさんの発言や行動は多くの人の心を動かしている。



■温暖化問題を危惧する若者が「今」行動している



- 「具体的で、意欲的な気候対策を策定してほしい」と訴え、世界中で「**グローバル気候マーチ**」が開催されている
- 活動の中心に立つのは、Fridays For Futureに参加する若者たち
- 2019年9月には、**全世界で760万人**が行動を起こした。多くの若者が「**迫る危機を認知して**」と訴えている。

脱炭素社会に向けて 日本の動き（2）

■石炭火力発電（2020年7月）

- 2030年までに発電所を**100基削減**→発電の規模は2割程度の削減
- 石炭火力発電の輸出条件を厳格化

■2050年温室効果ガス排出実質ゼロ表明（2010年10月26日）

■2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

- 2020年12月策定
- **再エネは最大限導入**。洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略として育成。
- **火力についてはCO2回収を前提**とした利用を選択肢として**最大限追及**。
水素発電は選択肢として最大限追及。
原子力は可能な限り依存度を低減しつつも、安全性向上を図り、最大限活用。
省エネ関連産業を成長分野として育成
- 2050年電源構成 **再エネ50~60%、水素・アンモニア発電10%**
原子力・火力（CO2回収）発電30~40%

脱炭素社会に向けて 日本の動き（1）

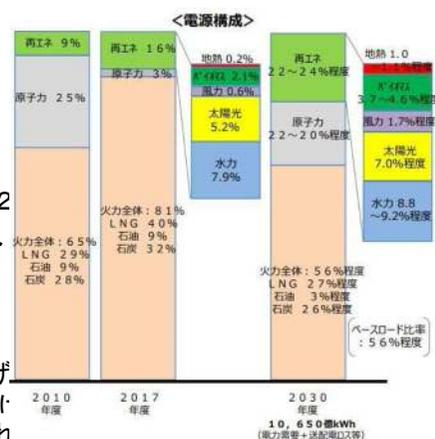
■第5次エネルギー基本計画

(2018年7月閣議決定)

- 排出削減目標2030年26%削減
- エネルギーミックス
石炭26%、LNG27%、石油3%
原子力22~20%、再エネ22~20%

■「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」

- 2019年6月策定 国連へ提出
- 最終到達点として「脱炭素社会」を掲げそれを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す。それに向けて、**2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減**



脱炭素社会の実現のために

■エネルギー消費を減らす**省エネ**

■温室効果ガスの排出の少ない**自然エネルギー**への

エネルギー転換

- 石炭火力発電の廃止
- 原子力発電の廃止
- 自然エネルギーの地産地消

■その実現のために

- ・ 第6次エネルギー基本計画（2021年）で以下を実現
 - 2030年削減目標の引き上げ
 - 2030年エネルギーミックスの改定 脱石炭火力、脱原発、再エネの拡大
- ・ **グリーンリカバリー**

「二つの危機」と公害患者のたたかい

大阪公害患者の会連合会事務局長 上田敏幸

地球の危機

CO₂5（第25回気候変動枠組条約締約国会議）で日本は、石炭火力発電をやめることも削減目標の引き上げも表明しませんでした。50年に一度と言われるような台風が連続して襲いかかり甚大な被害が頻発しています。気候変動はもはや「危機」と呼ばれる段階に突入。日本はその危機に瀕する被害国であり危機を広げる加害国でもあります。

石炭火力発電所は大量の二酸化炭素と大気汚染物質を排出します。2050年に「脱炭素」CO₂実質排出ゼロを達成するには、地球にも健康にも甚大な影響を与える石炭火力発電所の新規も増設もやめるべきです。輸出するなどとんでもないことです。

パリ協定を批准した日本がいましなければならぬのは、2030年目標の引き上げと2050年目標をやり遂げる具体的な道筋を示すことです。まずは、横須賀や神戸の石炭火力発電所の建設を止めることです。

「二つの危機」克服へ

“コロナ危機”で人の移動・交流・接触が制限され、経済と社会生活が立ち行かなくなりました。この危機は“気候の危機”とも重なっています。経済優先で続けた地球の自然と環境への破壊行為が野生動物の生息域を牧草地や農地に変え、ヒトに役立つ家畜が急増しました。野生動物から未知のウイルスが家畜へそしてヒトへ。SARS、MERS、インフルエンザ、コロナ…。ヒト社会は次々と襲いかかる新型ウイルスとのたたかいに明け暮れることになりました。

大気汚染とCO₂

私たちは公害による人間と地域社会の破壊をやめさせ被害者の救済を求めて活動を続けています。激甚な大気汚染の排出は大量のCO₂を発生させます。大気汚染公害の根絶は地球温暖化防止に直結しており、コロナと気候の「二つの危機」を一体的に克服するための活動として重要な役割を担っています。

公害補償を守る

経団連は、1979年（昭和54）のマル秘文書で「（公害補償）制度廃止（終焉）」を掲げて以来、補償法廃止を求める圧力をかけ続けています。財界の主力メンバーの自動車メーカーも財源となっている自動車重量税の廃止の「旗」を降ろそうとはしていません。

公害健康被害補償法は、汚染者負担の原則に基づいて汚染排出企業（固定発生源）から80%、自動車重量税（移動発生源）から20%を拠出しています。自動車重量税に限らず税制は、「時の権力」が法の力で必要な財源を国民から強制的に徴収する仕組みで、極めて政治的な存在です。自動車工業会をはじめ財界は自動車重量税の「廃止」を諦めていません。

突然のパブコメ

2020年2月、環境省は公害健康被害補償法の定めにより公害患者に支給している療養手当と公害病が起因して死亡した患者遺族に支給する葬祭料の改定にあたりパブリックコメント（パブコメ）を募集しました。

本来、損害賠償の性格を持つ公害補償は、汚染者負担の原則に基づき加害企業（固定発生源）からの賦課金（80%）と自動車重量税（移動発生源）からの拠出金（20%）を財源に法（政令）に基づいて徴収し、旧公害指定地域の自治体から公害患者および遺族に支給されているものです。

政策や関連法の整備等に市民の意見を広く聞くパブコメの存在と必要性は認めますが、今回の措置が本来の趣旨に見合うとは思えません。しかも当事者（患者・家族）に説明しないままも実施したのですから前例のない異常な対応でした。

全国患者会は3月6日に環境省環境保健部の小森繁企画管理課長（当時）らと協議しました。同協議で保健部は、今回のパブコメ問題をめぐる情報の開示、事前の説明など一連の行為に瑕疵があったとして謝罪するとともに、施行令で定める療養手当等の改定に関わるパブコメ問題については来年度に向けて引き続き協議することを約束。後日（12月7日）の交渉で、部長の謝罪と合わせて来年度については、企業からの賦課金の改定のみをパブコメの対象とするよう調整していることを明らかにしました。

コロナ対応で事務連絡

「診断書や検査データがなくても大丈夫！」—新型コロナウイルス感染症についての緊急事態宣言を受けて環境省は4月17日、公害補償に関わる事務の取り扱いについての事務連絡を関係自治体に送付、「非認定者への適切な療養及び補償給付の確保に遺漏なきようお願いいたします」と要請しました。

患者会の要望みのる

認定更新についてはすでに「医学的検査の一部または全部を省略可能とする」通知を3月17日に出していましたが、今回は医師の診断書についても「医療機関の状況等により速やかな入手が困難な場合には、病状を客観的に示す書面（例：お薬手帳のコピーなど）に基づき認定更新の審査を可能とする」としています。全国患者会は緊急要請書（4月3日付）で、更新や見直しに当たって医学的検査のための受診が困難になる場合には「患者に不利益が起こらない対応」を求めています。

公害調停 山場へ

医療費救済制度は待った無しの課題—未認定の公害患者104人が医療費助成制度の創設を求めて、国と自動車メーカー7社を相手に訴えた公害調停に取り組んでいます。2020年1月24日の第5回調停では3人の申請者が、調停に託す想いを語りかけました。「私たち患者は1日も休みなく薬の投与が必要です。生き続けるために医療費救済を諦めるわけにはいきません」（石川牧子さん：東京）。「1日も早く医療費を無料にしてください」（川勝恭子さん：大阪＝写真、水野芳子さん：名古屋）と迫りました。また前回調停でメーカー側がこぞって「打ち切り」を求めたことに対して申請人代理人の西村隆雄弁護士が、「まさに調停制度に対する冒とく以外の何物でもない」と反論しました。

国側（環境省）も意見を述べ、申請者が求めている(1)医療費助成制度の創設(2)メーカーによる財源負担(3)一人100万円の支払いについては、調停委員長が当面(3)から進める進行方針に異論はないとしたものの、(1)(2)については当事者の意見が対立している上、国側に道路管理者（国交省）が入っていないこともあって合意に至るのは難しい、との考えを示しました。調停は今年、大きな山場を迎えます。



「ソラダス運動」(大阪NO2簡易測定運動)

ソラダス実行委員会本部事務局長 久志本俊弘

1. 大阪NO2簡易測定運動(ソラダス)について

新型コロナウイルス危機で当初計画を1年延期し

大気汚染を自らの手で測るという大阪NO2簡易測定運動(ソラダス)は、40数年続けてきたもので、大阪独自の運動でもあり、SDGsの達成にもつながる具体的な行動の一つです。残念な報告になりますが、第9回(ソラダス2020)については、昨年5月21、22日に予定していましたが、新型コロナウイルス危機で当初計画のやむを得ず1年延期し、今年に感染状況を見て実施する予定です。

大阪の大気汚染をめぐる状況は、PM2.5、光化学オキシダントなどが依然として問題です。文部科学省による学校保健統計でも、この30年間でぜん息児童が約3・5倍増加し高止まりです。大気汚染のぜん息など健康影響を明らかにするために、行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施させることが求められます。大気汚染対策を強化改善させるためにもソラダス運動は重要です。これらのデータも行政に活用すべきです。

NO2やPM2.5については、ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化し、排ガス規制逃れのごまかしを厳しく監視し、交差点や道路の集中する地域など、ホットスポットと言われる局地対策を徹底し改善することが依然として重要です。NO2について、行政は全局で「環境基準達成継続」としていますが、現基準では健康を損なう汚染濃度といえるので、旧環境基準で対策すべきです。環境基準も1987年の旧環境基準に見直しすべきです。それまでの間は0.04ppm以下にすべきです。(現行基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である)。環境アセスメントも非悪化原則に立ち、環境保全目標は0.04ppm以下にすべきです。

PM2.5(微小粒子状物質)については、WHOにより肺がんの原因物質としても認定されています。大阪では環境基準の年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を守れない局もあり(2018年度一般局で2局/全38局、自排局で3局/全17局)、改善策を強化すべきです。なお、環境基準も $12\mu\text{g}/\text{m}^3$ に強化すべきで、同時にEUの粒子数規制(EU規制)に早く改善すべきです。また環境アセスメントも非悪化原則で評価すべきです。

公害健康被害補償法で認定されているぜん息患者に対して、現状の公害補償を維持し、汚染排出企業(固定発生源)や自動車関係(移動発生源)で負担している制度を維持させることと、未認定の公害患者が医療費助成制度の創設を求めて、国と自動車メーカー7社を相手に訴えた公害調停を支援していくためにもこの測定運動を継続させることが大切です。

そして、毎年環境省が実施している「サーベイランス健康調査」報告書について、公害環境測定研究会の西川榮一代表が「ソラダス2016での健康調査結果」と比較し、NO2とぜん息発症率の間には明らかに相関があり、環境省の言う結論とは異なっていることを明瞭にしました。これを別の見方で検証するために、「サーベイランス調査報告」検証プロジェクトを大阪から公害をなくす会の中で2018年に発足させ、昨年9月に検証作業を終了しました。その結果も西川報告を裏付けるもので、ここでは調査対象地域の自治体に対して大気汚染・ぜん息研究会としてアンケートを行い、全ての自治体から回答をもらいました。ソラダス2021の大きな狙いは、再度NO2とぜん息発症率の間の相関関係を把握することにあります。

今年のソラダス準備について

2019年7月から準備を開始し、多くの地域で前向きな取り組みがありました。ミニ学習会では一か所の穴も作らないために、多数回実施されました。北河内労連では、この測定運動を労働組合としても、市民との共同の運動にしよう地域の中に積極的に訴えていく動きになっていました。その他の地域でも、この運動を積極的に受け止め、地域の実情を考え前回の倍のカプセル設置を企画する地域も出ていました。66か所の地域に実行委員会を組織することについては、ほぼできつつありましたが、現在は、コロナウ

ウイルス問題により、再度組織化の取り組みが必要になっています。実行委員会総会については、第1回、第2回は昨年に実施済みで、第3回目を企画していましたが、新型コロナウイルスの感染で2度延期せざるを得ませんでした。今年の早い時期に行います。

カプセルの準備については

フィルター貼り作業（福島患者会）は予定通り、約1万個ができています。次の作業である「ろ紙入れ作業」は、コロナウイルス予防のために一斉作業は避けて、分散作業にして準備する方式を検討中です。今後は当然ですが新型コロナウイルス感染動向を見ながら、出来る範囲で準備を進めます。

2. 年2回のNO2 自主測定運動について

年2回のNO2 自主測定運動については、昨年も6月と12月とも状況を見ながら実施されました。昨年6月は、さすがにコロナ感染の緊急事態宣言状況でしたので、かなり減少し、設置カプセル数は876個（前年1343個）、参加グループは5団体（同17団体）でした。昨年末12月は、コロナ感染の様相がかなり分かって、対策しながらであれば「ぜひやろう」となり、前年とほぼ同じ数量で行われ、設置カプセル数646個（前年：669）、参加グループは14団体（同13団体）でした。全体として、様々の取り組み状況がありましたので紹介します。

公道道路はいろいろな福島区民連絡会では、淀川左岸線2期事業は計画が発表されてから27年が経過。そこからNO2 測定運動を開始、毎年6月と12月の年2回の測定。26年たった今も当時の人たちが頑張っていますが、すでに70歳、80歳近くなり先行き不安です。でも嬉しいことに医療生協や民商の参加で半分は現役世代も参加されています。この道路は2025年(大阪万博のための1年前倒し)供用開始、その後も含め測定運動を続けたいとの思いです。住民の手で「空気の汚れを調べる」この運動こそ、これからの監視の役割を果たし、行政に対策を求め、空気をきれいにするための大きな力になっていると受け止められています。

高槻島本年金者組合有志グループでは、6月はできなかったが、12月は約120カ所を測定されました。データで濃度地図をつくり汚れ度が解るようにされています。気になる地点を毎回7日間連続測定し、5ヶ所の自治体測定局を含めてグラフに表しています。大阪府下では比較的きれいな環境地域ですが、交通量の多い交差点などはやはり高い値です。3密回避を怠らず、カプセルの受け渡しに注意して、測定運動はコロナ禍のもとでも更に充実をはかっていくとのことです。

東住吉区の街づくり連絡会では、今年6月も12月も実施。コロナ感染予防のため設置担当者の集まりはやめ、手紙でやり取りし、カプセルを配布し回収した。だれひとり「やめる」という人はおらず、昨年と同じカプセル数で実施できておりました。

せいわエコクラブ（こどもクラブ）では、今年6月も12月も実施。大阪で10カ所、交流中の青森のクラブで5カ所を測定し比較しています。青森弘前市の測定地点で「熊の出るような」話もあったのですが、それでも測定されたとのことです。大阪の子供は「自分で校長先生に目的を説明して測定した」とのことでした。こういうやり方が先輩から後輩へ伝わって、もはや世話人の大人が指示しなくても、自分たちで持続的に実施できつつあるとのことです。

プラスチックごみ問題

NPO 法人 地球環境市民会議(CASA) 事務局長 宮崎 学

ここ数年、海洋プラスチック汚染やマイクロプラスチックの問題の顕在化によって、プラスチックごみ問題が世界中で注目を集めるようになり、その対策が進められています。

日本でも「プラスチック資源循環戦略」が2019年5月に策定され、昨年7月1日からレジ袋の有料化が始まりました。11月末には、レジ袋の辞退率が約72%に、3月の約30%からは大幅に増加したという報道がありました。レジ袋は年間300億枚消費されていると言われていいますので、大幅な削減になりますが、家庭から出るプラスチックごみ全体からみればレジ袋のごみは約5%程度にしかなりません。環境省は、レジ袋の有料化をきっかけに使い捨てプラスチックに頼った国民のライフスタイル変革を促していくこととしていますが、実態はどうでしょう。

また新型コロナウイルス感染防止のため、ステイホームや飲食店の営業の縮小により、家庭での食事が増加し、それに伴い家庭から出たプラスチックごみが増加しています。大阪市では、2020年4月から9月までのごみの収集量は普通ごみが前年比で2.6%の増加ですが、容器包装プラスチックごみは9.3%も増加しています。新型コロナウイルス感染が終息するまでは増加の傾向は続くでしょう。

世界全体で毎年約800万トンのプラスチックごみが海に流出していると推計されています。大阪湾では、漂流ごみの約8割をプラスチックごみが占めており、2018年の大阪湾のごみの調査では、ビニル約610万枚、レジ袋約300万枚が浮遊や堆積していると予測されています。

プラスチックごみの影響

- ① プラスチックの製造過程でも、またごみとして焼却、リサイクルとして再生産されるときにもCO₂が排出され、温暖化の原因にもなっています。削減をしないとさらにCO₂が排出され、温暖化を加速することになります。
- ② 海洋に大量のプラスチックごみが流出していますが、このままいくと2050年には、海洋中のプラごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあります。鳥や魚などの生物がこのプラスチックごみを体内に摂取することにより、消化管の閉塞による飢餓や誤った満腹感などで健康悪化をもたらし、死に至らしめる可能性があります。またプラスチックに含まれたり、付着した有害な化学物質も体内に取り入れている可能性もあると懸念されているなど、海洋生物の生存に大きな影響を及ぼしていると言えます。
- ③ また、流出したプラスチックごみが波の力や日光に当たることで小さく分解したもの、洗剤や化粧品などにもともと含まれていた微小なプラスチック、化学繊維の洗濯くずが環境中に放出されたものなど大きさが5ミリ以下のプラスチックをマイクロプラスチックと呼びますが、これらは海洋中だけでなく大気中を漂っています。このマイクロプラスチックをプランクトンや餌と間違えて摂取した海の生物を通じて、人間を含む多くの生物に取り込まれていることが分かってきています。マイクロプラスチックに含まれたり、付着した有害な化学物質が、食物連鎖を通じて生体濃縮し、最終的に人体に悪影響を及ぼす可能性が危惧されています。
- ④ 海洋プラスチックごみにより、漁船や漁具の破損、漁獲量の減少といった損害も発生しており、漁船だけでなく海運業界の船舶にも、船の推進装置や冷却システムが汚損し故障の原因にもなっています。また沿岸や海洋に堆積・浮遊しているプラスチックごみにより景観が損なわれ観光客が減少し、地域の経済や雇用に影響を与えています。さらには、これらのプラスチックごみの回収のために自治体での費用が発生し、予算を増加せざるを得なくなるなど、経済への影響も起こっています。
- ⑤ プラスチックごみはリサイクルされるもの以外は基本的には焼却されます。プラスチックを焼却すると

高温になり、焼却炉を傷めるリスクも増加する可能性があります。また日本はこれまで年 150 万トンの廃プラスチックを海外に輸出していましたが、約半分を輸出していた中国が輸入を禁止、また今年の 1 月からバーゼル条約が改正され、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみが規制対象に追加され、輸出の前に輸入国の同意が必要となり今後はさらに輸出が減少することが予測され、処分できない廃プラスチックがさらに増加する可能性があります。

プラスチックごみの削減のために

大阪府・大阪市は、2019年1月に「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を発表しました。その後、大阪府は、大阪府が収集するプラスチックごみについての 2025 年度の目標を設定、大阪府はおおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議で、使い捨てプラスチックごみの資源循環（リデュース、リサイクル、熱利用）と海洋プラスチックごみ対策（府民啓発、プラスチック代替、プラスチックごみ回収）をとりまとめましたが、2050 年プラスチックごみゼロに向けての具体的な目標はまだ設定されていません。私たちは、プラスチックを日々利用し廃棄している者として、プラスチックごみを削減していく努力をするともに、国や行政に対して、ごみゼロの達成のための具体的な目標を策定するとともに、生産者、事業者、消費者、自治体それぞれの責任を明確にすることを求めていく必要があります。

プラスチックごみ削減のためには、まずはプラスチックの生産を抑制することです。生産者が生産や使用段階だけでなく廃棄やリサイクルまで責任を負うという拡大生産者責任の立場でシステムを見直す必要があります。生産者への責任をさらに広げることで廃棄処分への市町村の負担を軽減するとともに生産をまず抑制することが求められます。

次に使用削減の取り組みです。日本でもようやくレジ袋が有料化されましたが、本来はレジ袋の使用禁止が実施されるべきであり、他国ではレジ袋だけでなくストローやトレイなどの使用禁止が進んでいます。日本の取り組みは世界の動向から大きく遅れていると言えます。

三つめには、利用者として廃棄量を減らす取り組みで、4Rの行動があります。必要のないものを断るリフューズ（Refuse）、不要なものは買わないリデュース（Reduce）、使い捨てをせずに繰り返し使用、再利用するリユース（Reuse）、そして再生利用するリサイクル（Recycle）です。

私たちはリユース・リサイクルのためにプラスチックごみを分別して出しています。分別が正しくできていなかったり、汚れていると焼却に回ります。日本では焼却の際に発生する熱エネルギーを発電などに利用していることもリサイクルとしていますが、世界的には認められていません。

また環境省は、容器包装プラスチックだけでなく、プラスチック製品の回収も検討しています。リサイクルにどう活かされる仕組みができるのか、確認していく必要があります。

熱回収は最終の手段として進めるべきで、まずは如何に廃棄量を減らし、リユース、リサイクルなどの有効利用を進めることを考えるべきです。

四つめには、ごみを拾ったり河川や海岸の清掃活動に参加することです。そのことで、ごみ問題への関心と知識が深まり削減の行動に結びついていきます。海洋ごみの多くは河川から流出しています。川上の自治体とも連携しながら進める必要があります。

プラスチック問題を通じて、私たちの日々の暮らしを見直し、できることから行動を起こしていくとともに、自分の住んでいる自治体ごみ処理について、現状を知り、どうあるべきかを考え、行政を動かし、ごみ問題を解決していかなければならないと思います。

廃プラ処理公害 16年のたたかい―寝屋川からの中間報告

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会副代表・北田嘉信
事務局長・長野晃

2004年2月、寝屋川市東部の住宅街に近い農地に廃プラ処理の二つの工場（注）の建設計画を知った住民が、工場建設、操業に反対し、排気ガスによる健康被害と環境汚染を防止するたたかいをはじめた。17年になります。

（注）二つの工場・・・①北河内4市リサイクル施設組合（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市の4市で構成する一部事務組合、以下「4市施設」） ②リサイクル・アンド・イコール社（廃プラからパレットを＝荷物を運搬する荷台を製造する民間会社、以下「イ社」）

住民運動を進めてきた「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」（以下「守る会」）は4市施設廃止を表明している新しい市長のもとで、廃プラが焼却できるには容量が不足する新清掃工場の焼却ごみの減量を目指す市の取り組みに協力しています。健康被害の住民の月1回の診察を真鍋穰医師（民医連、阪南診療所所長）にお願いし、6年間毎月欠かさず小松病院で行ってもらっています。イ社が行っている化学物質調査結果が周辺大気を汚染している可能性を指摘し説明を求めています。同社は裁判で決着済みとして話し合いさえ拒んでいます。

現在とりわけ、マイクロプラスチックの問題など、プラスチックによる地球環境汚染が国際的に重要な課題になっており、その解決に一石を投じる意図を持ち、16年間の運動の記録集を作成中です。

本報告では、頁数の関係上その一端を記載したいと思います。記録集はまだ素案の段階ですのでその旨ご了承ください。記録集の分類による章立ては、①住民運動 ②健康被害 ③科学的立証 ④裁判、公調委について ⑤廃プラ処理のあり方についての提案を記述しつつあります。

その一端をご紹介します。以下は、**第1章 住民運動の紹介です**

1. はじまりは東京都杉並ごみ中継所でおこった杉並病についての公調委の原因裁定です。というのは、同所の廃プラを含むごみの圧縮梱包で発生した有害化学物質による健康被害の因果関係を公調委が認めたことです。このことを知った住民が寝屋川でも起こるのではないかと発言が、近隣自治会の役員会で一人の主婦から行われたことがきっかけでした。
2. そこで、プラスチック問題の専門家である樋口泰一・元大阪市大教授を講師に自治会主催の学習会を行ったところ、近隣の多くの自治会でもその情報が広がり、8自治会長連名で市に説明会の開催を求めました。それ以前に市はイ社については住民への説明会を省き都市計画審議会で強硬決定をしていました。4市施設については一部事務組合の規約を、説明会前の4市市議会で賛成多数で決めていました。
3. 2004年4月10日の市の説明会には、会場を溢れる350名の参加者がありました。しかしながら、市は杉並とはごみの中身が違うという説明を繰り返すばかりで、住民が怒りはじめ、市の説明員は退場し、次回はまた連絡するといっていました。いまだに何の連絡もありません。
4. こうした市の態度に、自治会の連合体として「守る会」（代表牧隆三・高宮旭丘自治会長）が結成され、役員会が構成されました。
5. 2004年5月の連休直前から始まった二つの施設に反対する市長への署名は、連休後には2万筆を超え、5月末には8万筆を超えました。想定外に多い8万署名を市役所玄関前に積み上げ初めての住民集会を行い、市長に直談判を行いました。しかし、市長の推進姿勢は変わらないままでした。この市長の姿勢の背景には一部団体幹部との利権をめぐる連携があったことが報じられています。
6. こうした多数市民の反対署名に驚いたのか、市は4市施設についての専門委員会の設置と「守る会」が数名の専門家を推薦することを提案してきました。「守る会」は、大気問題と化学物質過敏症の専

外米輸入はストップを、止めよう農業・米つぶし農政

農民組合大阪府連合会 佐保 庚生

新型コロナの影響で中外食需要が消滅し、「過剰在庫」となり、20年産米の市場取引価格は、前年産に比べ60kg当たり2000～3000円近く下落し、稲作農家は「法人経営でも米づくりが続けられなくなる」危機的状況に直面しています。(表1 新聞「農民」20年11月16日号から)

農民連をはじめ生産者は、コロナ禍の影響で需要が「消滅」した2019年産米を備蓄米として市場から隔離し、2020年産米価格下落を阻止することを求めて農水省要請、米穀関係団体への要請や米価下落暴落阻止中央集会の開催など、米農家の経営を守り、日本の米作りを守るため奮闘してきました。

しかし政府は、21年産主食用米の適正生産量を史上最低の693万トんに設定し、36万トンを自主的に減産という「基本指針」を決定、コロナ禍による需要の消滅が生んだ過剰在庫の責任をとることもなく、コロナ禍による過剰在庫10万トンも備蓄米としての追加買入などの特別対策要請は拒否し、生産者の責任による減産に固執、「米の需給と価格の安定を図る」ためには、21年産米の36万トンの「生産調整が実現できなければ危機的な状況に陥りかねません」として、稲作農家に生産調整を押しつけてきました。

一方で、米の国内需給上必要ないにもかかわらずミニマムアクセス米(MA米)は「義務」として「聖域」扱いで年間77万トンも輸入し続けています。国内消費量を反映して当初の数量を決めてきたMA米は、現在の米の消費減[4分の1]を反映すれば20万トン減らせることになります。

(資料図2 新聞「農民」20.11.16号から)

表1 米価は1俵3000円近く暴落している

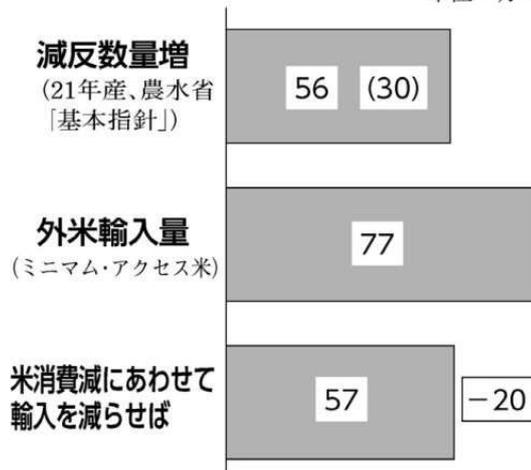
銘柄	産地	2019年産米 20年1月相場	2020年産米 10月中旬相場	1月相場 との差
コシヒカリ	新潟一般	16,300	14,200	▲2,100
	会津	14,900	12,300	▲2,600
	福島中通	14,500	11,700	▲2,800
	茨城	14,400	11,800	▲2,600
	千葉	14,400	11,900	▲2,500
あきたこまち	秋田	14,700	12,300	▲2,400
ひとめぼれ	宮城	14,500	12,000	▲2,500
	岩手	14,400	11,900	▲2,500
はえぬぎ	山形	14,400	11,900	▲2,500
まっしぐら	青森	14,100	11,300	▲2,800
ふさこがね	千葉	13,700	11,600	▲2,100

*業界紙情報による産地等と業者との市場取引価格。

*1等(60kg・税別)。

図2 外米輸入を減らせば減反強化は必要ない

単位：万トン



門家である柳沢幸雄・東大教授と環境経済学会会長の植田和弘・京大教授に専門委員を依頼、快諾をえました。市が推薦した専門家は皆、水の専門家であり、多数を構成していました。「守る会」推薦の両教授は毎回の専門委員会に出席し、施設建設反対の意見を述べられ、報告書には異論の意見書として添付されました。

7. 専門委員会では、廃プラは集めてピットに置いておくだけで有害化学物質が出るのが、共通の認識となり、発生した化学物質（総揮発性有機化合物＝**TVOC**）の濃度を施設門前の電光掲示板に表示することが確認されました。この点は、全国の自治体の廃プラ圧縮梱包施設で、測定した排ガスの濃度を表示している施設があることは寡聞にして知りませんが、「守る会」の運動と、専門家の奮闘で実現された成果と思います。
 8. そのほか、「守る会」が行ったいくつかを上げます。
 - ・ 大阪地裁へ仮処分、本訴地裁、高裁へ控訴、国の公害防止機関である公害等調整委員会（以下 公調委）に原因裁定を申請。弁護士 7 名で行われました。裁判の公判や公調委の審問には毎回 100 名前後で傍聴席を満席にしました。
 - ・ 運動の情報を伝えるチラシ 2 万数千枚をこれまで 90 号まで発行。近隣地域、4 市議員、環境部局に届けるとともに 4 市役所門前配布も行いました。4 市の婦人団体、市職労、民商等に配布していただきました。10 万枚の大判カラーチラシを 3 回作成、配布し、寝屋川では全戸配布をおこないました。
 - ・ 全国の公害運動や民主団体に支援、協力を行いました。とりわけ大阪から公害をなくす会は大阪府との交渉や 4 市施設、イ社への抗議、申し入れを先導され、環境公害デーには幾たびか代表を先頭に訴えさせていただきました。
 - ・ 裁判が科学論争になる中で、調査研究と結果の学習報告集会を多く開催。寝屋川市民会館大ホールで 3 回、700 名規模のシンポジウムの成功など印象的な取り組みも数多く開催しました。
 9. 科学者、専門家の支援をいただいたことも特筆されます。
 - ・ 元大阪市大の樋口泰一・楠田貢典先生による仮処分でのプラスチックの機械的処理による有害ガス発生の意見書提出
 - ・ 岡山大学の津田敏秀・頼藤貴志両先生による疫学調査への協力
 - ・ 東大の柳沢幸雄・水越厚史先生らによる化学物質分析
 - ・ 神戸商船大・西川栄一先生の指導による気流調査（接地逆転層の実態測定）
 - ・ 保険医協会寝屋川支部の医師、大阪民医連の真鍋穰医師らによる検診で住民の被害がシックハウス類似であることの解明と意見書の提出
 - ・ 宮本憲一先生による「廃プラ問題学習講座」の開催
 - ・ 日本環境会議・日本環境学会・日本科学者会議・日本産業衛生学会誌・月間保険協会誌等への論文投稿や大気環境学会での報告などで、協力し、また直接報告等を行いました。
 - ・ 裁判での住民の健康被害の訴えや裁判の判決、公調委の決定に対する批判
 - ・ そして 16 年間の体験による世界的なプラスチック汚染問題に一石を投じる提案も試みています。
- まとめ 時宜に会った有意義な情報が詰まった記録集に仕上げるつもりです。以下、およそ 100 ページほどの記録集になりますが、発刊のあかつきには、ぜひお求めいただき、また多くの方々に普及をしていただくようお願いいたします。

生産者・生産者団体にすべての責任を押し付けるだけの生産調整方式を改め、国が米価と需給に責任をもつこと。ゆとりある備蓄米制度を確立するとともに備蓄米を機動的に需給調整に活用し、米価の安定をはかること。国内消費に必要な外国産米(ミニマム・アクセス米)の輸入を中止し、少なくとも国内の需給状況に応じた輸入抑制を直ちに実行すること。主食用米から飼料用米等への転換にあたっては、産地交付金などの増額をはかり、主食用米並みの所得を生産者に補償し、稲作経営の安定をめざすこと。など、米政策の転換を図ることが離農に歯止めをかけ食料自給率の向上と持続可能な水田稲作農業の再生のために急務となっています。

併せて、欧米並みの食料支援制度の創設で国による食料の買上げを実施し、コロナ禍などで困窮した生活困難者などへ支援することや、食料の海外支援の充実を図ることも課題となっています。

2020年の農林業センサスでは、全国の農業経営体数は107万6000。この5年で30万2000、22%減少、団体経営体は2,7%増の3万6000ですが、家族で営む個人経営体は22,6%離農し103万7000に減少、基幹的農業従事者はこの5年で39万6000人減り、136万1000人に、20年前から104万人(43%)の減少で近年そのスピードが増し、65歳以上の割合はこの5年で4,9%増え69,8%、75歳以上が32%を占め、40歳未満は4%でいつそう担い手の高齢化、経営耕地面積もこの5年で15.5万ha減少、生産基盤の弱体化に歯止めがかかっていません。(図3)

いまなお予測できない新型コロナの感染拡大のもとで、エネルギーの62%を海外に依存する日本の危うい食料事情の打開は、TPPや日米貿易協定など総自由化体制をストップし、戸別所得補償を柱に生産費を償う農産物価格保障をはじめとして持続可能な農林漁業の再生へ、すべての家族農業への支援を明確に位置づけ、食料自給率の向上を第1義とした政策への転換、SDGs目標実現へ農政の流れを大本から転換することは待ったなし課題です。

